

5. 婦人保護事業（DV被害者支援・人身取引対策）との連携について

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

婦人相談員 全国 1042人(平成21年4月1日現在)
相談 カウンセリング 情報提供

婦人相談所 49ヶ所 (平成22年4月1日現在)

配偶者暴力相談支援センター191か所のうち ※

相談 カウンセリング 情報提供
一時保護(民間シェルター等への委託を含む)
同伴児童への対応
婦人保護施設への入所 等

婦人保護施設

生活支援
心理的ケア
自立支援

他省庁
等関係
機関

警察

裁判所

公営住宅
窓口

等

連携・協力

民間シェルター

福祉事務所(もしくは市町村)

生活保護 母子生活支援施設入所
保育所入所 子育て短期支援事業
母子家庭等日常生活支援事業
児童扶養手当の支給 等

母子生活
支援施設

生活支援
子育て支援
心理的ケア
自立支援

母子家庭等就業・自立支援センター

職業相談から就業支援講習会の実施、就業情報提供等

公共職業安定所(ハローワーク)

特にマザーズハローワーク・マザーズサロンにおける子育て女性などに

対する就職支援

児童相談所

心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

被害者

自立

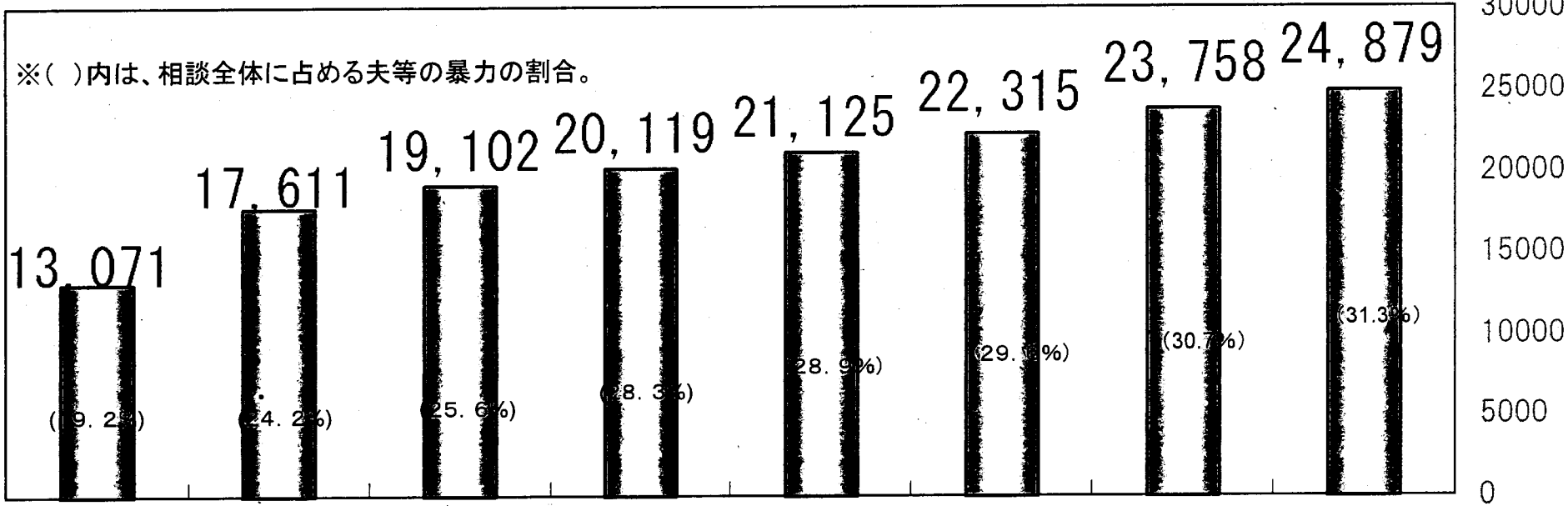
※配偶者暴力相談支援センターの力所数は平成22年8月1日現在

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)



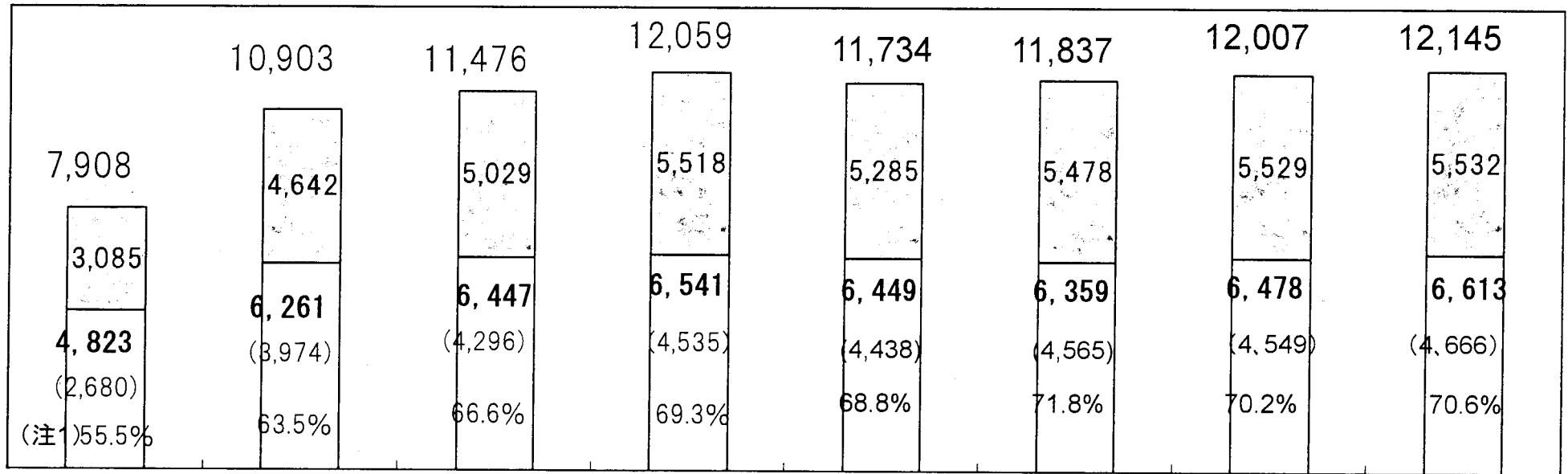
H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.5日(平成20年度)

一時保護された女性
 (うち夫等の暴力を理由とする者)
 同伴家族
 (件数)



H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度
 注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成21年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,916人。
(女性本人1,767人、同伴家族2,149人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数15.0日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成21年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	99 (96)	86 (90)	25 (25)	20 (20)	4 (4)	9 (8)	9 (9)	6 (6)	3 (3)	261 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成20年4月1日現在

人身取引対策行動計画2009の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 ⇒ 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

人身取引の実態把握の徹底

総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
 - 出入国管理の強化
 - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
 - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
 - 不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)

3 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
 - 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
 - 取締り過程における被害者の発見(※)
- (2) 被害者保護の徹底
 - 被害者としての立場への配慮
 - 被害者の法的地位の安定
- (3) シェルターの提供と支援
 - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
 - 被害者に対する法的援助に関する周知等
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
 - 中長期的な保護施策に関する検討等
 - 男性被害者等の保護施策に関する検討
- (5) 帰国支援の推進
 - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

2 人身取引の撲滅

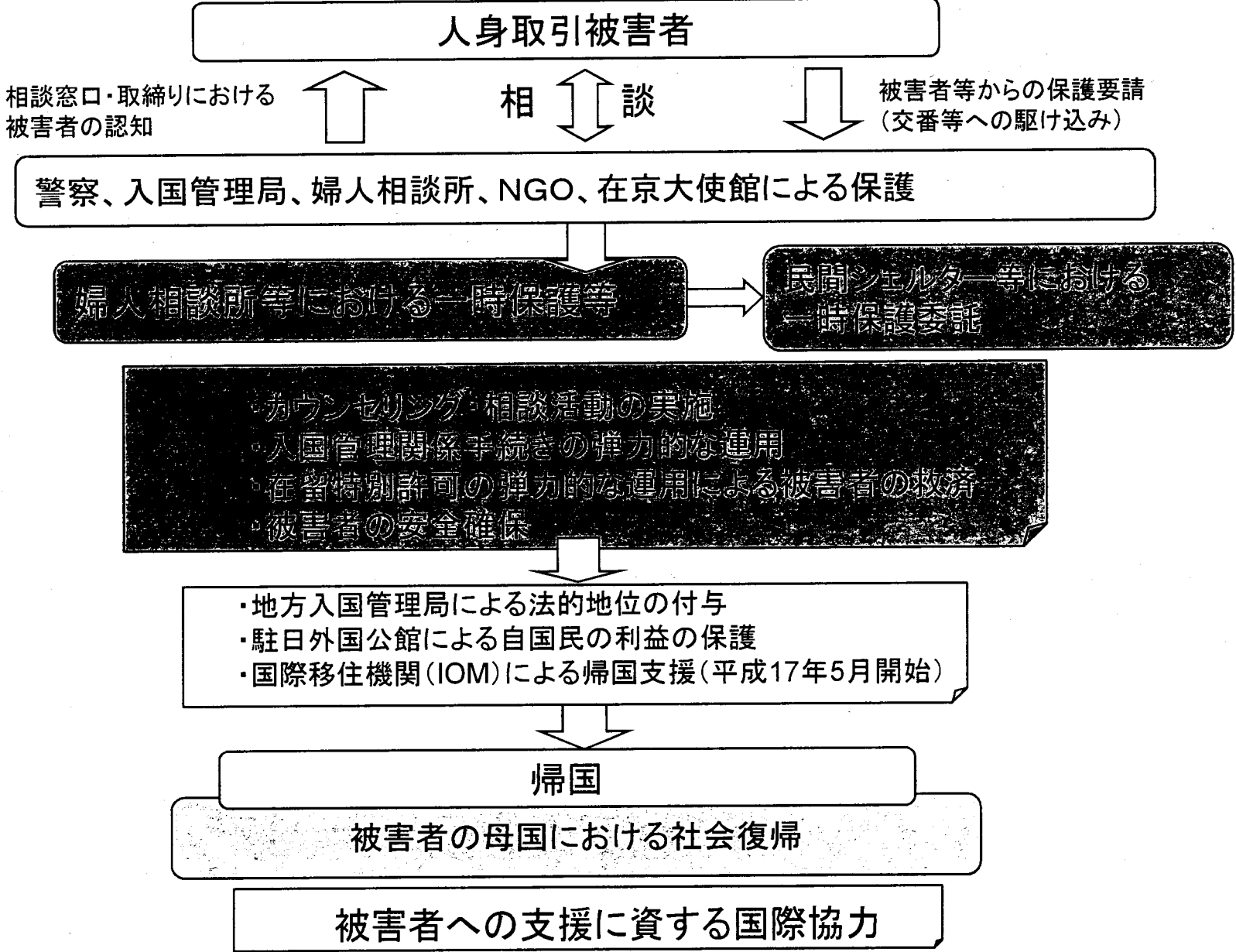
- (1) 取締りの徹底
 - 人身取引事犯の取締りの徹底
 - 売春事犯等の取締りの徹底
 - 児童の性的搾取に対する厳正な対応
 - 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(※)
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
 - 外国関係機関との連携強化
 - 国際捜査共助の充実化

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
 - 人身取引議定書の締結
- (2) 国民等の理解と協力の確保
 - 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等
 - 性的搾取の需要側への啓発
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
 - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
 - 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進
 - 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携

注:赤字は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

人身取引被害者保護の流れ



18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

(H13年度～21年度)

(人数)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	計
婦人相談所	1	3	3	0	2	0	9
児童相談所	0	5	1	0	0	0	6
計	1	8	4	0	2	0	15

15歳	3
16歳	5
17歳	7
計	15

フィリピン	10
インドネシア	2
コロンビア	1
中国	1
バングラ デシュ	1
計	15

愛知県	6
岐阜県	2
栃木県	1
群馬県	1
千葉県	2
東京都	1
神奈川県	1
沖縄県	1
計	15

6. 母子保健対策について

市区町村が実施した1歳6か月児及び3歳児の健康診査受診率(都道府県別)

		1歳6か月児	3歳児
1	北海道	94.6%	92.7%
2	青森	96.1%	94.7%
3	岩手	94.0%	96.6%
4	宮城	94.3%	91.1%
5	秋田	96.8%	96.3%
6	山形	97.8%	97.6%
7	福島	95.9%	93.9%
8	茨城	92.4%	89.1%
9	栃木	95.1%	92.9%
10	群馬	93.3%	90.6%
11	埼玉	92.8%	89.5%
12	千葉	93.4%	89.0%
13	東京	89.1%	89.7%
14	神奈川	94.5%	91.9%
15	新潟	97.3%	95.7%
16	富山	97.4%	96.5%
17	石川	96.3%	95.6%
18	福井	96.9%	96.0%
19	山梨	93.9%	89.2%
20	長野	94.7%	93.0%
21	岐阜	93.0%	93.3%
22	静岡	96.0%	92.5%
23	愛知	96.1%	94.0%
24	三重	95.8%	93.2%
25	滋賀	94.0%	89.9%
26	京都	95.6%	93.2%
27	大阪	94.0%	85.0%
28	兵庫	95.5%	94.1%
29	奈良	92.3%	86.0%
30	和歌山	96.0%	91.1%
31	鳥取	97.2%	96.4%
32	島根	95.0%	93.7%
33	岡山	89.7%	85.5%
34	広島	93.5%	86.4%
35	山口	93.9%	92.5%
36	徳島	93.6%	90.8%
37	香川	92.9%	88.4%
38	愛媛	87.2%	83.5%
39	高知	81.5%	78.4%
40	福岡	93.6%	90.7%
41	佐賀	97.0%	94.4%
42	長崎	95.5%	92.8%
43	熊本	96.4%	94.6%
44	大分	91.6%	87.8%
45	宮崎	91.1%	87.1%
46	鹿児島	94.5%	89.8%
47	沖縄	86.6%	79.7%
	全国	93.7%	90.8%

(平成20年度 地域保健・老人保健事業報告より)

注:受診率=(一般健康診査受診実人員/対象人員)×100

女性健康支援センター事業

思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。

○ 対象者

- (1) 思春期にあつて健康相談を希望する者
- (2) 妊娠、避妊についての的確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- (3) 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- (4) メンタルケアの必要な者
- (5) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (6) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者等

○ 実施担当者

医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所

保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施

37カ所（平成21年度）

青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、川崎市、福岡市、川崎市、盛岡市、船橋市、久留米市

○ 予算

「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。

8,093百万円の内数（平成22年度予算）

○ 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

○ 補助率 1/2（負担割合：国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2）

各 都道府県
政令市 母子保健主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



妊娠の届出状況に係る調査結果及び早期の妊娠届出の勧奨等について

妊娠・出産の安全・安心を確保する上で、妊婦が健康診査、保健指導等の母子保健サービスを妊娠の早期から受けることが重要であることから、妊娠の届出を早期に行うよう勧奨しているところである。今般、平成 19 年度における妊娠の届出状況について調査を行ったところ、結果が別紙のとおり取りまとめたので送付する。

この調査結果を踏まえ、下記に留意の上、早期の妊娠届出の勧奨並びに届出が遅れた者への適切な対応に努めるとともに、都道府県においては当該趣旨について管内市町村への周知徹底をお願いする。

記

1. 早期の妊娠届出の勧奨

(1) 妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨

妊娠の届出については、「健やか親子 21」において「妊娠 11 週以下での妊娠の届出率 100%」という目標を設定し、早期の妊娠届出の勧奨に取り組んでいるところであるが、妊娠 11 週以下での妊娠の届出率は年々上昇しているものの、平成 18 年度では 70.1%にとどまっている。

こうした状況に鑑み、各市町村において、関係機関と連携を図りながら、早期の妊娠届出が行われるよう妊婦等に対し積極的な普及啓発に取り組むとともに、適切な母子保健サービスの提供を図られたい。

厚生労働省において妊婦健診の受診及び早期の妊娠届出の勧奨のための啓発用デザインを作成しているので、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

なお、医療機関等においても妊婦に対し早期の妊娠届出を勧奨するよう、厚生労働省より(社)日本医師会、(社)日本産婦人科医会、(社)日本産科婦人科学会、(社)日本助産師会、(社)日本看護協会に対して協力を依頼しているところである。

(注) 啓発用デザインについては、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>) に掲載しており、ダウンロードすることが可能である。

(2) 妊娠について悩んでいる者等への重点的な取組

早期の妊娠届出率の向上を図る上で、「望まない妊娠」、「経済的理由」、「外国人」等の属性の者に対する重点的な対応が必要と考えられることから、以下の①から③までについて、積極的な取組を図られたい。

① 妊娠、出産について悩んでいる者への相談援助

望まない妊娠など、妊娠、出産について悩んでいる者に対する相談援助として、平成17年8月23日雇児発第0823001号「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により、女性健康支援センター事業を実施しているところである。各都道府県等におかれては、当該事業や自主的な取組により、相談窓口の設置等の取組の充実に努められたい。

また、(社)日本家族計画協会において、思春期相談事業及び妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業を実施しているところであり、これらの相談窓口について、積極的な周知を図られたい。

(注) 思春期相談事業及び妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業の実施場所等については、(社)日本家族計画協会のホームページ(<http://www.jfpa.or.jp/>)を参照のこと。

② 妊婦健康診査の公費負担の充実

妊娠中の健診費用の負担軽減のため、妊婦健康診査については、平成19年1月16日雇児母発第0116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」を踏まえ、経済的負担を軽減するための公費負担の充実に努められたい。

③ 外国人への対応

外国人の妊婦に対し、早期の妊娠届出を促すため適切な媒体を活用して広報を行うなど、適切な母子保健サービスの提供を図られたい。

なお、外国人を対象とした諸外国語の啓発用デザインを作成し、厚生労働省ホームページに掲載することとしているので、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

2. 妊娠届出が遅れた者への対応

今回の調査において、届出が遅れた者の状況について詳細を把握していない市町村がみられたが、妊娠届出が遅れた者については、届出が遅れた事由及び妊産婦等の状況を詳細に把握するよう努められたい。

また、各市町村において、妊産婦や新生児に対する訪問指導、育児支援家庭訪問事業などにより、妊娠・出産・育児期において支援を必要とする家庭に対する保健指導等が行われているところであるが、今後とも、関係部署と連携を図りつつ、当該家庭に対し、必要な支援を行われたい。

平成19年度における妊娠届出状況について(調査結果)

1. 妊娠届出者(母子健康手帳交付者)数

	総数	28週未満	28週～出産まで	出産後	不明
届出者数	1,129,730 (100.0%)	1,100,745 (97.4%)	6,876 (0.6%)	2,841 (0.3%)	19,268 (1.7%)

2. 妊婦の状況別、妊娠届出者(母子健康手帳交付者)数

	総数	妊婦の状況を把握している						未把握	
		総数	①望まない妊娠	②経済的理由	③外国人	④母子家庭	⑤虐待(ネグレクト)傾向		⑥その他
28週～出産まで	6,876 (100.0%)	4,944 (71.9%) <100.0%>	652 <13.2%>	761 <15.4%>	691 <14.0%>	973 <19.7%>	235 <4.8%>	2,124 <43.0%>	1,932 (28.1%)
出産後	2,841 (100.0%)	1,748 (61.5%) <100.0%>	230 <13.2%>	252 <14.4%>	365 <20.9%>	305 <17.4%>	117 <6.7%>	814 <46.6%>	1,093 (38.5%)

※複数回答による。

※「⑥その他」として、「海外で妊娠・出産し、帰国後届出を行った」、「妊娠に気づくのが遅かった」、「忙しくて時間がなかった」等が挙げられた。

3. 妊娠届出者(母子健康手帳交付者)数 <都道府県別>

都道府県	妊娠届出者数	28週～出産まで	出産後
全 国	1,129,730 (100.0)	6,876 (0.6)	2,841 (0.3)
北 海 道	42,281 (100.0)	209 (0.5)	59 (0.1)
青 森 県	10,358 (100.0)	82 (0.8)	23 (0.2)
岩 手 県	10,244 (100.0)	88 (0.9)	20 (0.2)
宮 城 県	20,595 (100.0)	127 (0.6)	37 (0.2)
秋 田 県	7,620 (100.0)	118 (1.5)	18 (0.2)
山 形 県	9,361 (100.0)	48 (0.5)	18 (0.2)
福 島 県	17,532 (100.0)	125 (0.7)	31 (0.2)
茨 城 県	25,566 (100.0)	165 (0.6)	119 (0.5)
栃 木 県	18,243 (100.0)	94 (0.5)	47 (0.3)
群 馬 県	17,530 (100.0)	135 (0.8)	32 (0.2)
埼 玉 県	62,512 (100.0)	362 (0.6)	82 (0.1)
千 葉 県	53,927 (100.0)	332 (0.6)	141 (0.3)
東 京 都	115,073 (100.0)	800 (0.7)	419 (0.4)
神 奈 川 県	82,222 (100.0)	411 (0.5)	517 (0.6)
新 潟 県	19,064 (100.0)	73 (0.4)	25 (0.1)
富 山 県	8,937 (100.0)	35 (0.4)	18 (0.2)
石 川 県	10,876 (100.0)	42 (0.4)	11 (0.1)
福 井 県	7,402 (100.0)	29 (0.4)	18 (0.2)
山 梨 県	7,335 (100.0)	43 (0.6)	25 (0.3)
長 野 県	18,862 (100.0)	70 (0.4)	22 (0.1)
岐 阜 県	18,421 (100.0)	102 (0.6)	45 (0.2)
静 岡 県	33,836 (100.0)	216 (0.6)	198 (0.6)
愛 知 県	73,855 (100.0)	481 (0.7)	130 (0.2)
三 重 県	16,519 (100.0)	86 (0.5)	31 (0.2)
滋 賀 県	13,867 (100.0)	60 (0.4)	13 (0.1)
京 都 府	22,775 (100.0)	88 (0.4)	58 (0.3)
大 阪 府	82,953 (100.0)	480 (0.6)	151 (0.2)
兵 庫 県	50,244 (100.0)	350 (0.7)	85 (0.2)
奈 良 県	11,259 (100.0)	45 (0.4)	8 (0.1)
和 歌 山 県	8,203 (100.0)	39 (0.5)	22 (0.3)
鳥 取 県	5,005 (100.0)	37 (0.7)	8 (0.2)
島 根 県	5,803 (100.0)	19 (0.3)	7 (0.1)
岡 山 県	17,273 (100.0)	77 (0.4)	19 (0.1)
広 島 県	26,363 (100.0)	117 (0.4)	56 (0.2)
山 口 県	11,506 (100.0)	63 (0.5)	14 (0.1)
徳 島 県	5,975 (100.0)	23 (0.4)	14 (0.2)
香 川 県	8,428 (100.0)	36 (0.4)	8 (0.1)
愛 媛 県	11,989 (100.0)	64 (0.5)	16 (0.1)
高 知 県	5,735 (100.0)	41 (0.7)	3 (0.1)
福 岡 県	44,599 (100.0)	344 (0.8)	71 (0.2)
佐 賀 県	7,653 (100.0)	52 (0.7)	11 (0.1)
長 崎 県	12,227 (100.0)	68 (0.6)	8 (0.1)
熊 本 県	16,659 (100.0)	153 (0.9)	46 (0.3)
大 分 県	10,151 (100.0)	56 (0.6)	14 (0.1)
宮 崎 県	10,356 (100.0)	85 (0.8)	14 (0.1)
鹿 児 島 県	15,327 (100.0)	143 (0.9)	33 (0.2)
沖 縄 県	17,209 (100.0)	163 (0.9)	76 (0.4)



【概要】

- 「健やか親子21」とは、21世紀の母子保健の取組の方向性や指標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、2001年（平成13年）から2014年（平成26年）まで、その達成に向けて取り組む国民運動計画。

- 母子保健に関する主要な課題として、①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、②妊娠出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減の4課題を設定し、その指標と目標を定めている。

- 2005年（平成17年）の第1回中間評価に続いて、2009年（平成21年）に第2回中間評価実施し、2010年（平成22年）3月17日に開催した第5回『健やか親子21』の評価等に関する検討会において、第2回中間評価報告書をとりまとめた。

- 第2回中間評価では、設定された67指標（72項目）の指標のうち、第1回中間評価と比べて、改善は70.8%（51項目）、悪化は19.4%（14項目）。

- 今後5年間で、以下の4点について重点的に推進する。
 - ・ 思春期の自殺の防止を含む子どもの心の問題への取組の強化
 - ・ 産婦人科医師、助産師、新生児科医師等の産科医療・周産期医療を担う人材の確保
 - ・ 全出生数に占める低出生体重児の割合の低下に向けた取組の強化
 - ・ 子どもの虐待防止対策の更なる強化

【「子どもの虐待」について】

健やか親子21の第4課題「子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減」では、子どもの虐待に関する指標と目標が設定されている。

◆『「健やか親子21」第2回中間評価報告書』より

1. 第2回中間評価の結果について

- 2005年（平成17年）の第1回中間評価時の重点取組として設定されていた「子どもの虐待防止対策の取組の強化」については、関係する指標のほとんどが、改善を示していない。「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の数値として使用している児童相談所での相談対応件数は、策定時の現状値から直近値まで増加している。「虐待による死亡数（4-1）」は、策定時の現状値から直近値までほぼ横ばい、「子育てに自信が持てない母親の割合（4-3）」は第1回中間評価時と直近値を比べてわずかに減少となっている（表1参照）。
- 「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の増加は、児童虐待防止法等の改正により虐待の定義が拡大されたことや虐待に対する認識の向上の結果もあるが、虐待そのものの増加とも考えられる。
- 子どもの虐待の予防、早期発見のために保健分野と児童福祉分野の連携は重要であり、2009年（平成21年）4月に児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、市町村が中心となり保健・医療・福祉・警察等地域の関係機関で構成される「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の設置を進め、相談・支援体制の充実が図られており、関係機関の調整や情報共有を行っている。また、市町村の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等も児童福祉法に位置付けて推進しているが、虐待に関する指標は改善しておらず、今後も、より一層、母子保健分野と児童福祉分野の連携の強化を推進する必要がある。

2. 今後5年間の重点取組について（子どもの虐待の防止対策の更なる強化）

- うつ状態、母子健康手帳未交付、妊婦健診未受診等の子どもの虐待のハイリスク要因を持つ妊娠期・周産期の母親を早期に発見し、子どもの虐待を予防するとともに、子どもの虐待を発見した場合には、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を中心にして適切な保護や支援を行っていく必要がある。
- 子どもの虐待の予防や早期発見に向け、市町村は、各種母子保健サービスや乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、児童相談所との連携を強化すると共に、地域のNPO等の子育て支援サービスを充実すること等により、市町村における虐待を防止するための体制整備を進める必要がある。
- 特に、子どもの虐待による死亡は、他の年齢と比べて0歳児に多く、望まない妊娠、産後うつ等の影響や経済的な要因が指摘されており、子どもの虐待による死亡数を減少させるために、妊娠以前から出産後育児期に至るまでの連続した支援が必要である。

表1 指標の直近値と評価

指標	策定時の 現状値	第1回中間評価	直近値	第2回 中間評価	目標 (2014年まで)
4-1 虐待による死亡数	44人	51人	45人	A-2	減少傾向へ
4-2 法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数	17,725件	33,408件	40,639件	B-2	増加を経て減少へ
4-3 子育てに自信が持てない母親の割合	27.4%	3～4ヶ月健診 19.0% 1歳6ヶ月健診 25.6% 3歳健診 29.9%	3～4ヶ月健診 17.6% 1歳6ヶ月健診 24.9% 3歳健診 26.0%	A-3	3～4ヶ月健診 12% 1歳6ヶ月健診 18% 3歳健診 21%

※ 第2回中間評価について

○ 第1回中間評価時の数値と直近値の比較の結果

A:良くなっている指標(項目) B:悪くなっている又は変わらない指標(項目) C:評価が困難な指標(項目) D:調査未実施の指標(項目)

○ 策定値の現状値と直近値の比較の結果

1:良くなっている指標(項目) 2:悪くなっている又は変わらない指標(項目) 3:第1回中間評価時に定めた指標(項目)又は集計方法が異なるため比較困難な指標(項目)

7. 障害児施策等について

I 障害福祉施策の最近の動向について

【障害者保健福祉について】

○ 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされている。

※ 「障がい者総合福祉法(仮称)」は遅くとも平成25年8月までに実施。

○ この「障がい者総合福祉法(仮称)」の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。

・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。

・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。

⇒平成22年6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第1次意見)」を取りまとめ。同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。

○ この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算においては、低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。

これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策
(平成18年～平成20年度の3年間で国費:1,200億円)
(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)
- 平成19年12月 : 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
- 平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
- 平成21年 3月 : 「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出
→同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
- 平成21年 9月 : 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
- 平成22年 1月 : 厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意
- 平成22年 4月 : 低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
- 平成22年 6月 : 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要 (H21.3.31国会提出→廃案)

① 利用者負担の見直し

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- － 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- － 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- － 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勸案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- － 放課後型のデイサービス等の充実

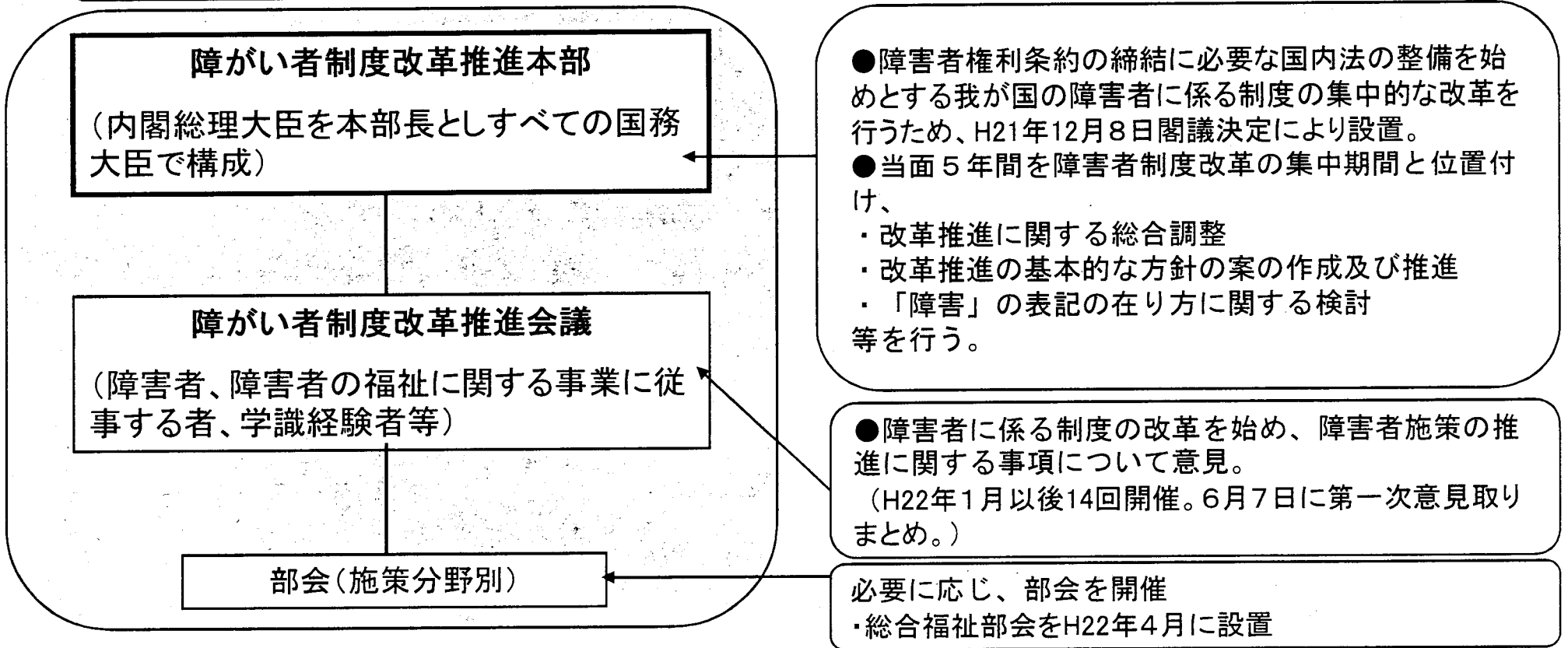
⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日：1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
 - ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
 - ・教育
 - ・労働・雇用
 - ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月以後5回開催)
- 等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
大谷 恭子	弁護士	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
小川 榮一	日本障害フォーラム代表	堂本 暁子	前千葉県知事
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
清原 慶子	三鷹市長	松井 亮輔	法政大学教授
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	山崎 公士	神奈川大学教授
		オブザーバー	
		遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループグループ長
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	竹端 寛	山梨学院大学准教授
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児者父母の会 連合会理事	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表理事
茨木 尚子	明治学院大学教授	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	奈良崎 真弓	ステージ編集委員
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
小澤 温	東洋大学教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会副代表
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	橋本 操	特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンター さくら会理事長
小野 浩	きょうされん常任理事	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
柏女 霊峰	淑徳大学教授	広田 和子	精神医療サバイバー
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
川崎 洋子	特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会理事長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門川 紳一郎	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北浦 雅子	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会会長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会地域生活支援推進委員会 委員長
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
倉田 哲郎	箕面市市長	三田 優子	大阪府立大学准教授
駒村 康平	慶応義塾大学教授	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長		
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授		
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		

Ⅱ 障害者制度改革の推進のための 基本的方向性について

(H22.6.29 閣議決定)

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

- 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

➔ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	● 障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	● 次期障害者基本計画決定(12月目途) ● 障害者総合福祉法案(仮称)の提出	● 障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) 8月までの施行	

個別分野における基本的方向と今後の進め方

※主な事項について記載

(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内) ・雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途) ・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途) 			
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内) ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途) 			
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途) ・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内) 			
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内) ・社会的入院を解消するための体制 (～23年内) ・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途) 			
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内) 			
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討 			※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途) 			
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	<ul style="list-style-type: none"> ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 (～24年内) 			
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内) ・投票所のバリア除去等 			
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途) 			
(11) 国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献 			

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について

平成22年6月29日
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

記

第1 障害者制度改革の基本的考え方

あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。

また、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。

これにより、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る。

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

第一次意見の第3を踏まえ、以下のとおり障害者制度改革の推進を図るものとする。

1 基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、日常生活や社会生活を営めるよう留意しつつ、障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加を柱に据えた施策を展開するとともに、そのために必要な財源を確保し、財政上の措置を講ずるよう努める。また、障害者に対する虐待のない社会づくりを目指す。

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

上記第1の「障害者制度改革の基本的考え方」を踏まえ、障害の定義を見直すとともに、合理的配慮(障害者権利条約に定めるものをいう。以下同じ。)が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話及びその他の非音声言語の定義を明確化し、法整備も含めた必要な措置を講ずる。

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正や改革の推進体制について、第一次意見に沿って、障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加、改革の集中期間(「障がい者制度改革推進本部の設置について」(平成21年12月8日閣議決定)に定めるものをいう。以下同じ。)内における改革の推進等を担う審議会組織の設置や、改革の集中期間終了後に同組織を継承し障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等も含め、必要な法整備の在り方を検討し、平成23年常会への法案提出を目指す。

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成25年常会への法案提出を目指す。

これに関連し、現在検討中の人権救済制度に関する法律案についても、早急に提出ができるよう検討を行う。

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

以下の各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定時期等も念頭に置きつつ、改革の工程表としてそれぞれ検討期間を定め、事項ごとに関係府省において検討し、所要の期間内に結論を得た上で、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 労働及び雇用

- 障害者雇用促進制度における「障害者」の範囲について、就労の困難さに視点を置いて見直すことについて検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者雇用率制度について、雇用の促進と平等な取扱いという視点から、いわゆるダブルカウント制度の有効性について平成22年度内に検証するとともに、精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的方策を検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努めることとし、調達に際しての評価の在り方等の面から、障害者の雇用・就業の促進に資する具体的方策について必要な検討を行う。
- 労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置、これらに関する労使間の紛争解決手続の整備等の具体的方策について検討を行い、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者に対する通勤支援、身体介助、職場介助、コミュニケーション支援、ジョブコーチ等の職場における支援の在り方について、平成23年内を目途に得られる総合福祉部会の検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(2) 教育

- 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるといふ障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

(3) 所得保障等

- 障害者が地域において自立した生活を営むために必要な所得保障の在り方について、給付水準と負担の在り方も含め、平成25年常会への法案提出を予定している公的年金制度の抜本的見直しと併せて検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)の附則において、給付金の支給対象とならなかった在日外国人障害者等に対する福祉的措置の検討規定が設けられており、この法律附則の検討規定に基づき、立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する。
- 障害者の地域における自立した生活を可能とする観点から、障害者の住宅確保のために必要な支援の在り方について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内にその結論を得る。

(4) 医療

- 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

- 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 自立支援医療の利用者負担について、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成23年内にその結論を得る。
- たん吸引や経管栄養等の日常における医療的ケアについて、介助者等による実施ができるようにする方向で検討し、平成22年度内にその結論を得る。

(5) 障害児支援

- 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(6) 虐待防止

- 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

(7) 建物利用・交通アクセス

- 「交通基本法」(仮称)の制定と関連施策の充実について、推進会議の意見を踏まえ、平成23年常会への法案提出に向け検討する。
- 地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進等のため、整備対象施設の範囲の拡大や数値目標の設定等も含め、必要な具体的方策を検討し、平成22年度内を目途にその結論を得る。
- 公共施設や交通機関等における乗車拒否や施設及び設備の利用拒否に関する実態を把握した上で、その結果を踏まえ、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の検討と併せて、合理的配慮が確保されるための具体的方策について検討する。

(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障

- 障害の特性に配慮した方法による情報提供が行われるよう、関係府省が連携し、技術的・経済的な実現可能性を踏まえた上で、必要な環境整備の在り方について、障害当事者の参画も得つつ検討し、平成24年内にその結論を得る。
- 放送事業者における現状の対応状況、取組の拡充に係る課題等を踏まえ、平成22年度内に、災害に関する緊急情報等の提供について、放送事業者に対する働きかけ等の措置を検討する。
- 国・地方公共団体による災害時の緊急連絡について、あらゆる障害の特性に対応した伝達手段が確保されるための具体的な方策の在り方について検討し、平成24年内にその結論を得る。

(9) 政治参加

- 障害者が選挙情報等に容易にアクセスできるよう、点字及び音声による「選挙のお知らせ版」について、今年執行予定の参議院選挙において全都道府県での配布を目指す。政見放送への字幕・手話の付与等については、関係機関と早急に検討を進め、平成22年度内にその結論を得る。
- 投票所への困難なアクセスや投票所の物理的バリア等を除去するための具体的方策として、投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保に十分配慮するとともに、今年執行予定の参議院選挙において、投票所入り口の段差解消割合が100%(人的介助を含む。)となるよう、市町村選挙管理委員会の取組を促す。

(10) 司法手続

- 刑事訴訟手続において、あらゆる障害の特性に応じた配慮がされるための具体的方策について検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 司法関係者(警察官及び刑務官を含む。)に対する障害に関する理解を深める研修について、障害者関係団体の協力を得つつ、その一層の充実を図る。

(11) 国際協力

- 障害者の地位の向上に資する政府開発援助の在り方について、政府開発援助大綱への障害者の明示的な位置付けの可否を含め、必要な検討を行い、次期政府開発援助大綱の改定の際にその結論を得る。
- 現行の「アジア太平洋障害者の十年」以降のアジア太平洋経済社会委員会を中心としたアジア太平洋における障害分野の国際協力について、引き続き積極的に貢献する。

障害児支援の見直しに関する検討会報告書の概要

(平成20年7月22日)

＜見直しの4つの基本的視点＞

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受入れられるよう検討。

3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関われるようにするなど、十分な配慮が必要。

7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
※ 検討会報告では3案が併記されたが、障害者部会報告において、上記の案となった。
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。

障害児支援施策の見直し（案）

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

児童デイサービス

障害児通所支援

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

(未就学児)

・児童発達支援

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

・医療型児童発達支援

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

(就学児)

・放課後等デイサービス

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

①保育所等訪問支援

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

【都道府県】

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

障害児入所支援

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

→ ・福祉型

重症心身障害児施設(医)

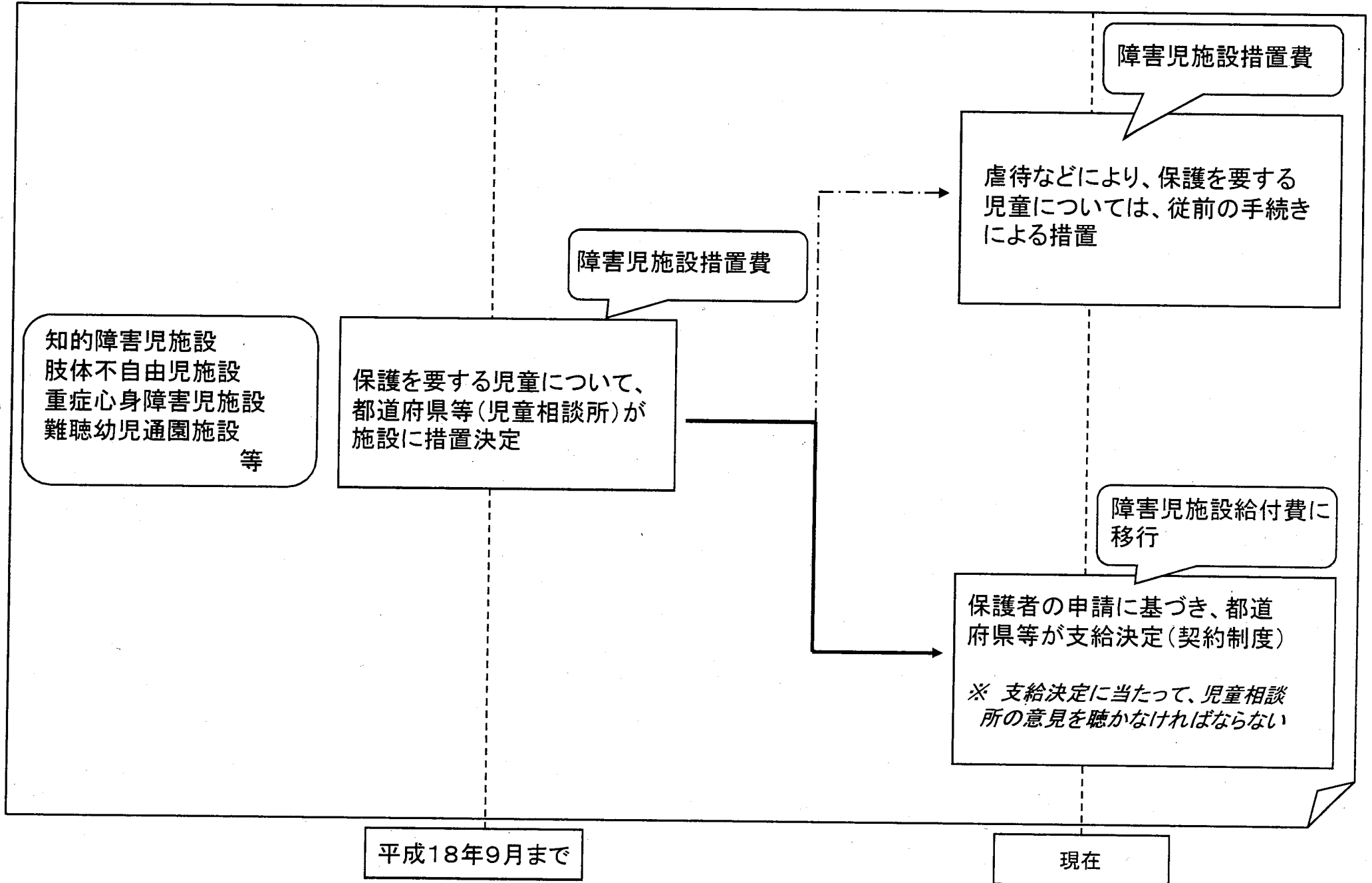
→ ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

Ⅲ 障害児施設の利用について 障害者虐待防止対策支援事業について

障害児施設の利用について

164



障害児施設の入所における措置と契約について

現 状

○ 障害児施設への入所は、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合) ・ 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
・ 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

課 題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。
(例えば障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている(H20. 3. 1時点))
- こうした格差が生じている背景には、保護者の虐待等、措置によるべき場合でも契約とされた事例があるとの指摘もある。

社会保障審議会障害者部会報告(平成20年12月16日)

- 措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである。



障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

(平成21年11月17日障障発1117第1号 障害福祉課長通知)

(虐待の取扱い)

- ・ 虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応
- ・ 保護者に契約の意思があっても措置で対応
- ・ きょうだいが措置されている場合でも個々の児童ごとに虐待状況を把握

(利用料の滞納の取扱い)

- ・ 保護者が利用料の滞納等をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断
ただし、催告など必要な手続きを行った上で契約解除された場合において、引き続き入所させる必要がある場合は措置とする
- ・ 措置によらなければ受け入れないなど事業者の意向ではなく、児童の状態により判断

(その他)

- ・ 民法上、対象児童の保護者以外の者と契約することはできないため、保護者が契約できない場合は措置

障害者虐待防止対策支援事業について

平成22年度予算額:461,587千円(新規)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1) 連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3) 研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(2) 家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせる実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4) 専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成22年度予算額:3,435千円)

別途、国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

8. 警察との連携について（平成22年上半期の少年非行等の概要について）

資 料	平成22年上半期の少年非行等の 概要について	平成22年8月 少年課

1 少年非行

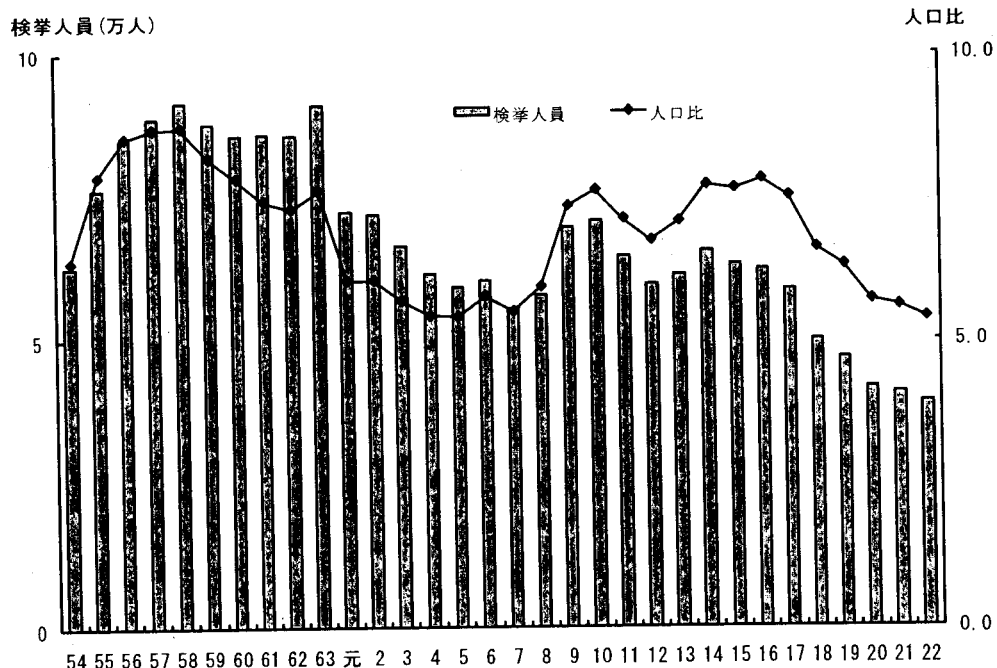
(1) 刑法犯少年は8年連続で減少

- ・ 刑法犯少年は3万9,088人で、前年同期比4.2%減少
- ・ 人口比は5.4（前年同期比-0.2）で、成人(1.1)の4.9倍
- ・ 総検挙人員に占める少年の割合は25.2%
- ・ 凶悪犯については、強盗は大きく減少しているが、殺人が横ばい

	H13.1~6	H18.1~6	H19.1~6	H20.1~6	H21.1~6	H22.1~6
検挙人員 (人口比)	61,382 7.1	50,004 6.6	46,800 6.3	41,628 5.7	40,792 5.6	39,088 5.4
凶悪犯	963	626	525	422	484	361
殺人	49	29	27	26	24	25
強盗	767	506	390	309	363	262
粗暴犯	8,982	4,608	4,455	4,086	3,668	3,592
窃盗犯	36,111	28,993	27,299	24,723	25,174	24,802
知能犯	243	627	538	522	568	446
風俗犯	170	148	141	167	167	203
その他の刑法犯	14,913	15,002	13,842	11,708	10,731	9,684
少年の割合(%)	41.6	27.7	26.9	25.5	25.7	25.2

刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移(上半期)

(昭和54年～平成22年)



注1) 交通業過を除く刑法犯

注2) 人口比とは、同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。

(2) 触法少年（刑法）は増加

- ・ 補導人員は8,517人で、前年同期比5.1%増加
- ・ 窃盗犯（万引き、オートバイ盗等）、粗暴犯（傷害等）、風俗犯（強制わいせつ）等が増加。凶悪犯（放火）は減少

	H13.1~6	H18.1~6	H19.1~6	H20.1~6	H21.1~6	H22.1~6
総数	9,261	8,594	8,024	7,880	8,105	8,517
凶悪犯	73	106	80	51	74	47
粗暴犯	828	657	677	585	601	647
窃盗犯	6,560	5,531	4,927	5,034	5,431	5,856
知能犯	21	31	26	20	26	28
風俗犯	51	56	51	57	56	83

2 少年の犯罪被害

(1) 児童虐待事件は過去最多

- ・ 児童虐待事件の検挙件数は181件で前年同期比15.3%増加、検挙人員は199人で20.6%増加、被害児童数は187人で14.0%増加、いずれも、統計を取り始めた平成12年以降最多
- ・ 死亡児童数は18人で、前年同期比63.6%増加

	H13.1~6	H18.1~6	H19.1~6	H20.1~6	H21.1~6	H22.1~6
検挙件数	94	120	149	162	157	181
検挙人員	108	131	164	165	165	199
被害児童数	97	128	157	166	164	187
死亡児童数	31	28	18	29	11	18

(2) 福祉犯事件は増加（児童ポルノ事件が過去最多）

- ・ 福祉犯事件の送致件数は3,797件で、前年同期比8.2%増加
- ・ 中でも、児童ポルノ事件の送致件数は599件で前年同期比63.2%増加、被害児童数は295人で99.3%増加、いずれも過去最多
 未就学・小学生の被害児童は63人で152.0%増加、全体の21.4%
 インターネット利用に係る児童ポルノ事件の送致件数は329件で69.6%増加、全体の54.9%

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員、被害児童数の推移

	H18.1~6	H19.1~6	H20.1~6	H21.1~6	H22.1~6
送致件数	224	262	300	367	599
うちインターネット利用に係るもの(%)	97 (43.3)	96 (36.6)	111 (37.0)	194 (52.9)	329 (54.9)
送致人員	143	159	188	284	419
被害児童数	65	121	144	148	295

※ 平成22年の数値は、暫定値

平成22年8月

少年非行等の概要
(平成22年上半期)

警察庁生活安全局少年課

凡 例

本書における用語等の意義については、次のとおりである。

- 1 (1) 刑法犯……「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第208条の2及び第211条の罪を除く。）並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
 - (2) 特別法犯……刑法犯を除くすべての犯罪（道路上の交通事故に係る刑法第208条の2、第211条に規定する罪、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する罪を除く。）をいい、条例に規定する罪を含む。
 - (3) 包括罪種……刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。なお、包括罪種の名称及び内訳罪名の一覧は、別表のとおりである。
 - (4) 性犯罪……強姦及び強制わいせつをいう。
 - (5) 街頭犯罪……路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗をいう。
 - (6) 初発型非行……万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。
 - (7) 計上方法……次のような計上方法をとっている。
 - ア 未遂罪及び予備罪については、殺人予備罪を除き、それぞれの既遂の罪に含めている。
 - イ 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条、第3条及び第4条に規定する罪は、その行為態様に応じ強盗又は窃盗の罪に含めている。
 - ウ 暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条、第1条の2及び第1条の3に規定する罪は、その行為態様に応じ暴行、傷害、脅迫又は器物損壊の罪に含めている。
 - エ テレホンクラブ規制条例に規定する罪については、青少年保護育成条例に規定する罪に含めている。
 - オ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法の罪に含めている。
- 2 (1) 少年……20歳未満の者をいう。
 - (2) 成人……20歳以上の者をいう。
 - (3) 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう（少年法第3条第1項第1号）。
 - (4) 触法少年……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう（少年法第3条第1項第2号）。
 - (5) 刑法犯少年……刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。

- (6) 触法少年（刑法）……刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
 - (7) 特別法犯少年……特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
 - (8) 触法少年（特別法）……特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
 - (9) ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう（少年法第3条第1項第3号）。
 - (10) 認知件数……警察において発生を認知した事件及び事案の数をいう。
 - (11) 検挙件数……刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。
 - (12) 検挙人員……警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。
 - (13) 補導人員……警察で触法少年又はぐ犯少年として補導した人員をいう。
 - (14) 検挙・補導人員……警察で検挙し、又は補導した人員をいう。
 - (15) 送致件数・送致人員……特別法犯において、警察で事件を送致・送付した件数・被疑者数をいう。
 - (16) 人口比……特に断りのない限り、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員をいう。
 - (17) 年少少年……14歳、15歳をいう。
 - (18) 中間少年……16歳、17歳をいう。
 - (19) 年長少年……18歳、19歳をいう。
 - (20) 児童虐待……保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否及び心理的虐待をすることをいう。
- 3 (1) 表中の「-」は、数字が得られなかったものを示す。
- (2) 表中の増減欄の「▲」は、減少を示す。
- (3) 使用されている年次は、すべて暦年である。
- (4) 第3の主な少年非行事例等については、逮捕事実又は送致事実、若しくは通告事実に基づき、代表的なものを例示した。
- (5) 本資料の犯罪統計に基づく数値については、平成22年分は速報値（平成22年7月5日現在の暫定値）、平成21年以前のは確定値である。
- (6) 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

別 表

(包括罪種)	(罪種)	(内訳罪名)
凶 悪 犯	— 殺	人 …… 殺人罪、 嬰兒殺、 組織的殺人罪、 組織的嬰兒殺、 殺人予備罪、 自殺関与罪
	— 強	盜 …… 強盜殺人罪 (致死を含む。)、 強盜傷人罪、 強盜強姦罪 (致死を含む。) 強盜罪・準強盜罪 (強盜予備、 事後強盜、 昏酔強盜)
	— 放	火 …… 放火罪、 消火妨害罪
	— 強	姦 …… 強姦罪、 強姦致死傷罪、 集団強姦 (致死を含む。)
粗 暴 犯	— 凶器準備集合	…… 凶器準備集合罪、 凶器準備結集罪
	— 暴	行 …… 暴行罪
	— 傷	害 …… 傷害罪、 傷害致死罪、 現場助勢罪
	— 脅	迫 …… 脅迫罪、 強要罪
	— 恐	喝 …… 恐喝罪
窃 盜 犯	— 窃	盜 …… 窃盜罪
知 能 犯	— 詐	欺 …… 詐欺罪、 準詐欺罪
	— 横	領 …… 横領罪、 業務上横領罪
	— 偽	造 …… 通貨偽造罪、 文書偽造罪、 支払用カード偽造罪、 有価証券偽造罪、 印章偽造罪
	— 汚	職 …… 賄賂罪 (収賄罪・贈賄罪)、 職権濫用罪 (致死傷を含む。)
	— あっせん利得処罰法	…… 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律に規定する罪
	— 背	任 …… 背任罪
風 俗 犯	— 賭	博 …… 普通賭博罪、 常習賭博罪、 賭博開張等罪
	— わいせつ	…… 強制わいせつ罪 (致死傷を含む。)、 公然わいせつ罪、 わいせつ物頒布等罪
そ の 他	— 上記以外の罪種	

第2 統計資料

1 刑法犯少年

(1) 総数

検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 検 挙 人 員	147,727	162,282	169,895	184,464	186,691	180,319	173,734	163,191	158,914	155,093	▲ 3,821	▲ 2.4
刑 法 犯 少 年	61,382	65,540	63,163	62,327	58,695	50,004	46,800	41,628	40,792	39,088	▲ 1,704	▲ 4.2
少年の占める割合	41.6	40.4	37.2	33.8	31.4	27.7	26.9	25.5	25.7	25.2	▲ 0.5	—
人 口 比	7.1	7.7	7.6	7.8	7.5	6.6	6.3	5.7	5.6	5.4	▲ 0.2	—

(2) 年齢別

刑法犯少年の年齢別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	61,382	65,540	63,163	62,327	58,695	50,004	46,800	41,628	40,792	39,088	▲ 1,704	▲ 4.2
14 歳	11,594	11,893	11,543	10,520	11,143	9,484	9,395	8,746	9,490	8,952	▲ 538	▲ 5.7
構 成 比	18.9	18.1	18.3	16.9	19.0	19.0	20.1	21.0	23.3	22.9	▲ 0.4	—
15 歳	13,971	14,102	12,918	13,470	12,139	10,429	10,311	9,425	9,278	8,974	▲ 304	▲ 3.3
構 成 比	22.8	21.5	20.5	21.6	20.7	20.9	22.0	22.6	22.7	23.0	0.3	—
16 歳	15,335	16,854	15,533	15,033	13,908	11,907	11,030	9,628	8,947	8,615	▲ 332	▲ 3.7
構 成 比	25.0	25.7	24.6	24.1	23.7	23.8	23.6	23.1	21.9	22.0	0.1	—
17 歳	9,662	10,677	10,698	10,397	9,312	8,000	6,883	5,869	5,666	5,327	▲ 339	▲ 6.0
構 成 比	15.7	16.3	16.9	16.7	15.9	16.0	14.7	14.1	13.9	13.6	▲ 0.3	—
18 歳	6,406	6,899	7,213	7,281	6,766	5,481	5,046	4,242	3,920	3,973	53	1.4
構 成 比	10.4	10.5	11.4	11.7	11.5	11.0	10.8	10.2	9.6	10.2	0.6	—
19 歳	4,414	5,115	5,258	5,626	5,427	4,703	4,135	3,718	3,491	3,247	▲ 244	▲ 7.0
構 成 比	7.2	7.8	8.3	9.0	9.2	9.4	8.8	8.9	8.6	8.3	▲ 0.3	—

刑法犯少年の年齢別人口比（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減
総 数	7.1	7.7	7.6	7.8	7.5	6.6	6.3	5.7	5.6	5.4	▲ 0.2
14 歳	8.6	9.0	9.1	8.5	9.2	7.8	7.9	7.2	7.8	7.5	▲ 0.3
15 歳	10.1	10.4	9.8	10.6	9.8	8.6	8.5	7.9	7.7	7.4	▲ 0.3
16 歳	10.6	12.2	11.4	11.4	11.0	9.6	9.1	7.9	7.5	7.1	▲ 0.4
17 歳	6.5	7.4	7.7	7.7	7.1	6.3	5.5	4.8	4.7	4.5	▲ 0.2
18 歳	4.2	4.6	5.0	5.3	5.0	4.1	3.9	3.4	3.2	3.3	0.1
19 歳	2.9	3.4	3.5	3.9	3.9	3.5	3.1	2.9	2.8	2.7	▲ 0.1

刑法犯少年の年齢層別構成比（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減率(%)
年少少年(14・15歳)	41.6	39.7	38.7	38.5	39.7	39.8	42.1	43.7	46.0	45.9	▲ 0.1
中間少年(16・17歳)	40.7	42.0	41.5	40.8	39.6	39.8	38.3	37.2	35.8	35.7	▲ 0.1
年長少年(18・19歳)	17.6	18.3	19.7	20.7	20.8	20.4	19.6	19.1	18.2	18.5	0.3

(3) 学職別

刑法犯少年の学職別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	61,382	65,540	63,163	62,327	58,695	50,004	46,800	41,628	40,792	39,088	▲ 1,704	▲ 4.2
中 学 生	19,259	19,467	18,090	18,204	17,890	15,212	15,283	14,161	15,015	14,286	▲ 729	▲ 4.9
構成比	31.4	29.7	28.6	29.2	30.5	30.4	32.7	34.0	36.8	36.5	▲ 0.3	—
高 校 生	24,375	26,677	26,143	26,205	24,419	20,253	18,278	15,846	14,631	14,382	▲ 249	▲ 1.7
構成比	39.7	40.7	41.4	42.0	41.6	40.5	39.1	38.1	35.9	36.8	0.9	—
大 学 生	1,765	1,959	2,097	2,229	2,438	2,122	2,025	1,772	1,706	1,573	▲ 133	▲ 7.8
構成比	2.9	3.0	3.3	3.6	4.2	4.2	4.3	4.3	4.2	4.0	▲ 0.2	—
その他の学生	1,605	1,913	1,934	1,928	1,790	1,497	1,179	974	803	750	▲ 53	▲ 6.6
構成比	2.6	2.9	3.1	3.1	3.0	3.0	2.5	2.3	2.0	1.9	▲ 0.1	—
有 職 少 年	5,894	6,103	5,966	5,496	5,226	4,978	4,785	4,439	3,931	3,557	▲ 374	▲ 9.5
構成比	9.6	9.3	9.4	8.8	8.9	10.0	10.2	10.7	9.6	9.1	▲ 0.5	—
無 職 少 年	8,484	9,421	8,933	8,265	6,932	5,942	5,250	4,436	4,706	4,540	▲ 166	▲ 3.5
構成比	13.8	14.4	14.1	13.3	11.8	11.9	11.2	10.7	11.5	11.6	0.1	—

(4) 罪種別

刑法犯少年の包括罪種別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	61,382	65,540	63,163	62,327	58,695	50,004	46,800	41,628	40,792	39,088	▲ 1,704	▲ 4.2
凶 悪 犯	963	1,004	1,104	805	735	626	525	422	484	361	▲ 123	▲ 25.4
構成比	1.6	1.5	1.7	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0	1.2	0.9	▲ 0.3	—
粗 暴 犯	8,982	7,966	6,884	5,447	5,119	4,608	4,455	4,086	3,668	3,592	▲ 76	▲ 2.1
構成比	14.6	12.2	10.9	8.7	8.7	9.2	9.5	9.8	9.0	9.2	0.2	—
窃 盗 犯	36,111	39,304	37,024	36,449	34,875	28,993	27,299	24,723	25,174	24,802	▲ 372	▲ 1.5
構成比	58.8	60.0	58.6	58.5	59.4	58.0	58.3	59.4	61.7	63.5	1.8	—
知 能 犯	243	265	370	539	601	627	538	522	568	446	▲ 122	▲ 21.5
構成比	0.4	0.4	0.6	0.9	1.0	1.3	1.1	1.3	1.4	1.1	▲ 0.3	—
風 俗 犯	170	154	199	143	193	148	141	167	167	203	36	21.6
構成比	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.1	—
その他の刑法犯	14,913	16,847	17,582	18,944	17,172	15,002	13,842	11,708	10,731	9,684	▲ 1,047	▲ 9.8
構成比	24.3	25.7	27.8	30.4	29.3	30.0	29.6	28.1	26.3	24.8	▲ 1.5	—
占有離脱物横領	12,748	14,596	15,009	16,324	14,355	12,288	10,912	8,998	7,996	7,050	▲ 946	▲ 11.8
構成比	20.8	22.3	23.8	26.2	24.5	24.6	23.3	21.6	19.6	18.0	▲ 1.6	—

凶悪犯の罪種別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	963	1,004	1,104	805	735	626	525	422	484	361	▲ 123	▲ 25.4
殺人	49	34	62	27	32	29	27	26	24	25	1	4.2
構成比	5.1	3.4	5.6	3.4	4.4	4.6	5.1	6.2	5.0	6.9	1.9	—
強盗	767	819	876	643	590	506	390	309	363	262	▲ 101	▲ 27.8
構成比	79.6	81.6	79.3	79.9	80.3	80.8	74.3	73.2	75.0	72.6	▲ 2.4	—
放火	48	43	54	47	48	46	48	42	45	39	▲ 6	▲ 13.3
構成比	5.0	4.3	4.9	5.8	6.5	7.3	9.1	10.0	9.3	10.8	1.5	—
強姦	99	108	112	88	65	45	60	45	52	35	▲ 17	▲ 32.7
構成比	10.3	10.8	10.1	10.9	8.8	7.2	11.4	10.7	10.7	9.7	▲ 1.0	—

粗暴犯の罪種別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	8,982	7,966	6,884	5,447	5,119	4,608	4,455	4,086	3,668	3,592	▲ 76	▲ 2.1
凶器準備集合	265	136	147	109	40	22	52	20	35	28	▲ 7	▲ 20.0
構成比	3.0	1.7	2.1	2.0	0.8	0.5	1.2	0.5	1.0	0.8	▲ 0.2	—
暴行	1,014	923	825	695	768	731	775	735	668	591	▲ 77	▲ 11.5
構成比	11.3	11.6	12.0	12.8	15.0	15.9	17.4	18.0	18.2	16.5	▲ 1.7	—
傷害	4,765	4,519	3,859	3,098	2,933	2,739	2,726	2,455	2,251	2,279	28	1.2
構成比	53.1	56.7	56.1	56.9	57.3	59.4	61.2	60.1	61.4	63.4	2.0	—
脅迫	79	78	54	50	64	82	62	75	58	64	6	10.3
構成比	0.9	1.0	0.8	0.9	1.3	1.8	1.4	1.8	1.6	1.8	0.2	—
恐喝	2,859	2,310	1,999	1,495	1,314	1,034	840	801	656	630	▲ 26	▲ 4.0
構成比	31.8	29.0	29.0	27.4	25.7	22.4	18.9	19.6	17.9	17.5	▲ 0.4	—

窃盗犯の検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	36,111	39,304	37,024	36,449	34,875	28,993	27,299	24,723	25,174	24,802	▲ 372	▲ 1.5
侵入窃盗	1,657	1,742	1,753	1,766	1,446	1,210	1,042	991	991	1,021	30	3.0
構成比	4.6	4.4	4.7	4.8	4.1	4.2	3.8	4.0	3.9	4.1	0.2	—
乗り物盗	12,901	13,017	12,356	11,433	10,624	9,622	9,101	8,126	7,794	7,399	▲ 395	▲ 5.1
構成比	35.7	33.1	33.4	31.4	30.5	33.2	33.3	32.9	31.0	29.8	▲ 1.2	—
非侵入窃盗	21,553	24,545	22,915	23,250	22,805	18,161	17,156	15,606	16,389	16,382	▲ 7	0.0
構成比	59.7	62.4	61.9	63.8	65.4	62.6	62.8	63.1	65.1	66.1	1.0	—

知能犯の罪種別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	243	265	370	539	601	627	538	522	568	446	▲ 122	▲ 21.5
詐 欺	203	233	311	446	530	581	498	463	536	395	▲ 141	▲ 26.3
構 成 比	83.5	87.9	84.1	82.7	88.2	92.7	92.6	88.7	94.4	88.6	▲ 5.8	—
横 領	7	6	7	38	17	13	12	18	11	26	15	136.4
構 成 比	2.9	2.3	1.9	7.1	2.8	2.1	2.2	3.4	1.9	5.8	3.9	—
偽 造	33	26	52	54	54	33	28	41	21	25	4	19.0
構 成 比	13.6	9.8	14.1	10.0	9.0	5.3	5.2	7.9	3.7	5.6	1.9	—

風俗犯の罪種別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	170	154	199	143	193	148	141	167	167	203	36	21.6
賭 博	16	13	16	4	6	7	4	10	0	13	13	—
構 成 比	9.4	8.4	8.0	2.8	3.1	4.7	2.8	6.0	0.0	6.4	6.4	—
わ い せ つ	154	141	183	139	187	141	137	157	167	190	23	13.8
構 成 比	90.6	91.6	92.0	97.2	96.9	95.3	97.2	94.0	100.0	93.6	▲ 6.4	—
強 制 わ い せ つ	129	119	159	108	142	114	105	113	122	148	26	21.3
構 成 比	75.9	77.3	79.9	75.5	73.6	77.0	74.5	67.7	73.1	72.9	▲ 0.2	—

初発型非行の検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	42,554	46,652	44,673	46,195	43,528	36,244	33,614	29,564	29,283	27,930	▲ 1,353	▲ 4.6
万 引 き	17,692	19,856	18,096	19,072	19,039	14,774	13,948	12,687	13,710	13,680	▲ 30	▲ 0.2
構 成 比	41.6	42.6	40.5	41.3	43.7	40.8	41.5	42.9	46.8	49.0	2.2	—
オ ー ト バ イ 盗	6,482	6,032	5,066	4,193	3,862	3,357	3,253	2,725	2,817	2,697	▲ 120	▲ 4.3
構 成 比	15.2	12.9	11.3	9.1	8.9	9.3	9.7	9.2	9.6	9.7	0.1	—
自 転 車 盗	5,632	6,168	6,502	6,606	6,272	5,825	5,501	5,154	4,760	4,503	▲ 257	▲ 5.4
構 成 比	13.2	13.2	14.6	14.3	14.4	16.1	16.4	17.4	16.3	16.1	▲ 0.2	—
占 有 離 脱 物 横 領	12,748	14,596	15,009	16,324	14,355	12,288	10,912	8,998	7,996	7,050	▲ 946	▲ 11.8
構 成 比	30.0	31.3	33.6	35.3	33.0	33.9	32.5	30.4	27.3	25.2	▲ 2.1	—
刑 法 犯 少 年 全 体 に 占 め る 初 発 型 非 行 の 割 合	69.3	71.2	70.7	74.1	74.2	72.5	71.8	71.0	71.8	71.5	▲ 0.3	—

(5) 街頭犯罪

街頭犯罪検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	22,795	24,108	24,623	23,394	22,000	20,276	18,333	16,451	16,030	15,055	▲ 975	▲ 6.1
少年	15,894	16,751	16,107	14,335	13,015	11,598	10,822	9,560	9,207	8,666	▲ 541	▲ 5.9
少年の占める割合	69.7	69.5	65.4	61.3	59.2	57.2	59.0	58.1	57.4	57.6	0.2	—
路上強盗	765	819	927	642	610	580	430	378	453	265	▲ 188	▲ 41.5
少年	508	554	615	391	355	314	230	183	233	120	▲ 113	▲ 48.5
少年の占める割合	66.4	67.6	66.3	60.9	58.2	54.1	53.5	48.4	51.4	45.3	▲ 6.1	—
ひったくり	1,477	1,723	1,547	1,247	905	852	788	636	701	643	▲ 58	▲ 8.3
少年	1,039	1,227	1,061	773	486	444	420	344	347	310	▲ 37	▲ 10.7
少年の占める割合	70.3	71.2	68.6	62.0	53.7	52.1	53.3	54.1	49.5	48.2	▲ 1.3	—
車上ねらい	1,416	1,494	1,663	1,516	1,311	1,359	1,129	1,048	1,048	1,022	▲ 26	▲ 2.5
少年	336	354	375	303	284	245	272	197	224	205	▲ 19	▲ 8.5
少年の占める割合	23.7	23.7	22.5	20.0	21.7	18.0	24.1	18.8	21.4	20.1	▲ 1.3	—
部品ねらい	981	1,091	1,081	1,012	918	948	844	792	735	742	7	1.0
少年	603	707	680	595	536	565	470	488	439	433	▲ 6	▲ 1.4
少年の占める割合	61.5	64.8	62.9	58.8	58.4	59.6	55.7	61.6	59.7	58.4	▲ 1.3	—
自動販売機ねらい	852	1,208	1,416	1,160	1,008	649	506	413	353	309	▲ 44	▲ 12.5
少年	507	892	1,020	840	730	408	329	222	170	199	29	17.1
少年の占める割合	59.5	73.8	72.0	72.4	72.4	62.9	65.0	53.8	48.2	64.4	16.2	—
自動車盗	2,320	2,345	2,332	1,911	1,725	1,571	1,158	1,094	941	864	▲ 77	▲ 8.2
少年	787	817	788	634	490	440	347	247	217	199	▲ 18	▲ 8.3
少年の占める割合	33.9	34.8	33.8	33.2	28.4	28.0	30.0	22.6	23.1	23.0	▲ 0.1	—
オートバイ盗	6,669	6,235	5,298	4,422	4,113	3,562	3,449	2,913	2,999	2,894	▲ 105	▲ 3.5
少年	6,482	6,032	5,066	4,193	3,862	3,357	3,253	2,725	2,817	2,697	▲ 120	▲ 4.3
少年の占める割合	97.2	96.7	95.6	94.8	93.9	94.2	94.3	93.5	93.9	93.2	▲ 0.7	—
自転車盗	8,315	9,193	10,359	11,484	11,410	10,755	10,029	9,177	8,800	8,316	▲ 484	▲ 5.5
少年	5,632	6,168	6,502	6,606	6,272	5,825	5,501	5,154	4,760	4,503	▲ 257	▲ 5.4
少年の占める割合	67.7	67.1	62.8	57.5	55.0	54.2	54.9	56.2	54.1	54.1	0.0	—

(6) 男女別

刑法犯少年の男女別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	61,382	65,540	63,163	62,327	58,695	50,004	46,800	41,628	40,792	39,088	▲ 1,704	▲ 4.2
男子	47,302	49,468	47,969	46,926	44,128	38,357	35,667	32,184	32,277	31,308	▲ 969	▲ 3.0
構成比	77.1	75.5	75.9	75.3	75.2	76.7	76.2	77.3	79.1	80.1	1.0	—
女子	14,080	16,072	15,194	15,401	14,567	11,647	11,133	9,444	8,515	7,780	▲ 735	▲ 8.6
構成比	22.9	24.5	24.1	24.7	24.8	23.3	23.8	22.7	20.9	19.9	▲ 1.0	—

刑法犯男子少年の包括罪種別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	47,302	49,468	47,969	46,926	44,128	38,357	35,667	32,184	32,277	31,308	▲ 969	▲ 3.0
凶 悪 犯	892	917	1,016	742	641	561	487	400	441	338	▲ 103	▲ 23.4
構成比	1.9	1.9	2.1	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.4	1.1	▲ 0.3	—
粗 暴 犯	7,802	6,815	5,993	4,633	4,455	3,975	3,831	3,525	3,213	3,203	▲ 10	▲ 0.3
構成比	16.5	13.8	12.5	9.9	10.1	10.4	10.7	11.0	10.0	10.2	0.2	—
窃 盗 犯	25,940	27,617	26,107	25,731	24,393	20,937	19,613	18,053	19,039	19,025	▲ 14	▲ 0.1
構成比	54.8	55.8	54.4	54.8	55.3	54.6	55.0	56.1	59.0	60.8	1.8	—
知 能 犯	170	191	266	386	422	420	364	345	401	294	▲ 107	▲ 26.7
構成比	0.4	0.4	0.6	0.8	1.0	1.1	1.0	1.1	1.2	0.9	▲ 0.3	—
風 俗 犯	166	149	191	131	185	146	136	155	159	195	36	22.6
構成比	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.1	—
その他の刑法犯	12,332	13,779	14,396	15,303	14,032	12,318	11,236	9,706	9,024	8,253	▲ 771	▲ 8.5
構成比	26.1	27.9	30.0	32.6	31.8	32.1	31.5	30.2	28.0	26.4	▲ 1.6	—
占有離脱物横領	10,392	11,767	12,126	13,017	11,561	9,943	8,697	7,295	6,598	5,910	▲ 688	▲ 10.4
構成比	22.0	23.8	25.3	27.7	26.2	25.9	24.4	22.7	20.4	18.9	▲ 1.5	—

刑法犯女子少年の包括罪種別検挙人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	14,080	16,072	15,194	15,401	14,567	11,647	11,133	9,444	8,515	7,780	▲ 735	▲ 8.6
凶 悪 犯	71	87	88	63	94	65	38	22	43	23	▲ 20	▲ 46.5
構成比	0.5	0.5	0.6	0.4	0.6	0.6	0.3	0.2	0.5	0.3	▲ 0.2	—
粗 暴 犯	1,180	1,151	891	814	664	633	624	561	455	389	▲ 66	▲ 14.5
構成比	8.4	7.2	5.9	5.3	4.6	5.4	5.6	5.9	5.3	5.0	▲ 0.3	—
窃 盗 犯	10,171	11,687	10,917	10,718	10,482	8,056	7,686	6,670	6,135	5,777	▲ 358	▲ 5.8
構成比	72.2	72.7	71.9	69.6	72.0	69.2	69.0	70.6	72.0	74.3	2.3	—
知 能 犯	73	74	104	153	179	207	174	177	167	152	▲ 15	▲ 9.0
構成比	0.5	0.5	0.7	1.0	1.2	1.8	1.6	1.9	2.0	2.0	0.0	—
風 俗 犯	4	5	8	12	8	2	5	12	8	8	0	0.0
構成比	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	—
その他の刑法犯	2,581	3,068	3,186	3,641	3,140	2,684	2,606	2,002	1,707	1,431	▲ 276	▲ 16.2
構成比	18.3	19.1	21.0	23.6	21.6	23.0	23.4	21.2	20.0	18.4	▲ 1.6	—
占有離脱物横領	2,356	2,829	2,883	3,307	2,794	2,345	2,215	1,703	1,398	1,140	▲ 258	▲ 18.5
構成比	16.7	17.6	19.0	21.5	19.2	20.1	19.9	18.0	16.4	14.7	▲ 1.7	—

(7) 再犯者

刑法犯少年の再犯者数（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
刑 法 犯	61,382	65,540	63,163	62,327	58,695	50,004	46,800	41,628	40,792	39,088	▲ 1,704	▲ 4.2
再 犯 者	16,819	17,984	18,435	17,721	16,934	15,504	14,673	13,462	12,983	12,631	▲ 352	▲ 2.7
再犯者人口比	1.9	2.1	2.2	2.2	2.2	2.0	2.0	1.8	1.8	1.7	▲ 0.1	—
凶 悪 犯	963	1,004	1,104	805	735	626	525	422	484	361	▲ 123	▲ 25.4
再 犯 者	565	541	644	476	447	382	316	268	293	203	▲ 90	▲ 30.7
粗 暴 犯	8,982	7,966	6,884	5,447	5,119	4,608	4,455	4,086	3,668	3,592	▲ 76	▲ 2.1
再 犯 者	4,188	3,776	3,424	2,789	2,678	2,420	2,365	2,164	1,896	1,880	▲ 16	▲ 0.8
窃 盗 犯	36,111	39,304	37,024	36,449	34,875	28,993	27,299	24,723	25,174	24,802	▲ 372	▲ 1.5
再 犯 者	8,916	10,085	10,509	10,232	9,838	9,011	8,505	7,866	7,840	7,777	▲ 63	▲ 0.8
街 頭 犯 罪	15,894	16,751	16,107	14,335	13,015	11,598	10,822	9,560	9,207	8,666	▲ 541	▲ 5.9
再 犯 者	5,245	5,762	5,937	5,093	4,740	4,408	4,003	3,580	3,505	3,304	▲ 201	▲ 5.7
性 犯 罪	228	227	271	196	207	159	165	158	174	183	9	5.2
再 犯 者	101	91	113	98	91	55	73	62	67	64	▲ 3	▲ 4.5
成 人	86,345	96,742	106,732	122,137	127,996	130,315	126,934	121,563	118,122	116,005	▲ 2,117	▲ 1.8
再 犯 者	33,930	38,841	42,979	47,722	52,205	55,283	54,536	54,833	54,336	54,028	▲ 308	▲ 0.6
再犯者人口比	0.33	0.38	0.42	0.46	0.50	0.53	0.52	0.53	0.52	0.52	0.00	—

注) 再犯者の人口比とは、同年齢層人口1,000人当たりの再犯者の検挙人員をいう。

(8) 共犯率

少年事件の共犯率（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減ポイント
刑 法 犯	28.3	28.9	28.6	27.5	26.4	27.5	25.9	26.5	29.5	25.9	▲ 3.6
凶 悪 犯	60.1	56.0	57.4	46.6	46.4	50.0	45.1	44.2	42.4	31.0	▲ 11.4
粗 暴 犯	47.9	47.2	45.1	42.2	39.6	36.6	37.3	33.2	33.1	29.3	▲ 3.8
窃 盗 犯	29.9	31.9	32.6	32.8	30.7	32.5	29.5	30.2	33.9	29.7	▲ 4.2
街 頭 犯 罪	43.8	48.4	47.8	50.5	45.4	47.8	42.4	39.9	47.6	38.7	▲ 8.9
成 人	14.4	15.7	14.4	17.9	16.4	16.8	16.4	15.7	15.6	14.2	▲ 1.4

注) 共犯率とは、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいい、少年、成人事件とも、少年と成人との共犯事件は含まれていない。

2 触法少年（刑法）

(1) 総数

触法少年（刑法）の補導人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	9,261	9,641	9,151	9,182	9,877	8,594	8,024	7,880	8,105	8,517	412	5.1
男 子	7,052	7,124	6,874	7,029	7,810	6,790	6,043	5,987	6,366	6,756	390	6.1
構 成 比	76.1	73.9	75.1	76.6	79.1	79.0	75.3	76.0	78.5	79.3	0.8	—
女 子	2,209	2,517	2,277	2,153	2,067	1,804	1,981	1,893	1,739	1,761	22	1.3
構 成 比	23.9	26.1	24.9	23.4	20.9	21.0	24.7	24.0	21.5	20.7	▲ 0.8	—

(2) 年齢別

触法少年（刑法）の年齢別補導人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	9,261	9,641	9,151	9,182	9,877	8,594	8,024	7,880	8,105	8,517	412	5.1
8 歳 以 下	356	377	423	396	403	398	362	336	332	425	93	28.0
構 成 比	3.8	3.9	4.6	4.3	4.1	4.6	4.5	4.3	4.1	5.0	0.9	—
9 歳	251	271	272	296	313	295	265	267	261	303	42	16.1
構 成 比	2.7	2.8	3.0	3.2	3.2	3.4	3.3	3.4	3.2	3.6	0.4	—
10 歳	372	317	355	397	411	421	375	319	373	401	28	7.5
構 成 比	4.0	3.3	3.9	4.3	4.2	4.9	4.7	4.0	4.6	4.7	0.1	—
11 歳	595	560	563	651	691	603	572	561	524	569	45	8.6
構 成 比	6.4	5.8	6.2	7.1	7.0	7.0	7.1	7.1	6.5	6.7	0.2	—
12 歳	1,459	1,551	1,448	1,583	1,670	1,387	1,471	1,426	1,384	1,437	53	3.8
構 成 比	15.8	16.1	15.8	17.2	16.9	16.1	18.3	18.1	17.1	16.9	▲ 0.2	—
13 歳	6,228	6,565	6,090	5,859	6,389	5,490	4,979	4,971	5,231	5,382	151	2.9
構 成 比	67.2	68.1	66.6	63.8	64.7	63.9	62.1	63.1	64.5	63.2	▲ 1.3	—

(3) 行為態様別

触法少年（刑法）の行為態様別補導人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	9,261	9,641	9,151	9,182	9,877	8,594	8,024	7,880	8,105	8,517	412	5.1
凶 悪 犯	73	70	114	95	123	106	80	51	74	47	▲ 27	▲ 36.5
構 成 比	0.8	0.7	1.2	1.0	1.2	1.2	1.0	0.6	0.9	0.6	▲ 0.3	—
粗 暴 犯	828	800	653	573	732	657	677	585	601	647	46	7.7
構 成 比	8.9	8.3	7.1	6.2	7.4	7.6	8.4	7.4	7.4	7.6	0.2	—
窃 盗 犯	6,560	6,749	6,141	6,161	6,450	5,531	4,927	5,034	5,431	5,856	425	7.8
構 成 比	70.8	70.0	67.1	67.1	65.3	64.4	61.4	63.9	67.0	68.8	1.8	—
知 能 犯	21	15	11	21	37	31	26	20	26	28	2	7.7
構 成 比	0.2	0.2	0.1	0.2	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	—
風 俗 犯	51	51	52	48	58	56	51	57	56	83	27	48.2
構 成 比	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	1.0	0.3	—
その他の刑法犯	1,728	1,956	2,180	2,284	2,477	2,213	2,263	2,133	1,917	1,856	▲ 61	▲ 3.2
構 成 比	18.7	20.3	23.8	24.9	25.1	25.8	28.2	27.1	23.7	21.8	▲ 1.9	—
占有離脱物横領	1,096	1,244	1,391	1,468	1,561	1,345	1,309	1,165	970	917	▲ 53	▲ 5.5
構 成 比	11.8	12.9	15.2	16.0	15.8	15.7	16.3	14.8	12.0	10.8	▲ 1.2	—

3 特別法犯

(1) 特別法犯少年

特別法犯少年の送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
特別法犯	3,290	3,022	3,013	3,136	2,664	2,400	2,790	2,955	2,917	3,010	93	3.2
軽犯罪法	277	311	325	438	508	566	1,049	1,267	1,221	1,243	22	1.8
銃刀法	104	103	103	178	144	129	169	116	136	129	▲ 7	▲ 5.1
大麻法	84	84	83	127	95	75	85	106	104	87	▲ 17	▲ 16.3
覚取法	510	359	335	175	230	152	129	152	108	107	▲ 1	▲ 0.9
麻向法	7	4	18	47	31	18	20	13	4	14	10	250.0
毒劇法	1,780	1,581	1,434	1,360	871	503	421	294	246	131	▲ 115	▲ 46.7
シンナー等の 摂取、所持	1,463	1,317	1,225	1,169	743	438	336	248	193	109	▲ 84	▲ 43.5

特別法犯少年の男女別構成比（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	3,290	3,022	3,013	3,136	2,664	2,400	2,790	2,955	2,917	3,010	93	3.2
男子	2,361	2,108	2,066	2,240	1,954	1,872	2,159	2,190	2,268	2,373	105	4.6
構成比	71.8	69.8	68.6	71.4	73.3	78.0	77.4	74.1	77.8	78.8	1.0	—
女子	929	914	947	896	710	528	631	765	649	637	▲ 12	▲ 1.8
構成比	28.2	30.2	31.4	28.6	26.7	22.0	22.6	25.9	22.2	21.2	▲ 1.0	—

(2) 触法少年（特別法）

触法少年（特別法）の行為別補導人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
特別法犯	116	126	185	188	192	223	304	380	409	426	17	4.2
軽犯罪法	57	62	104	115	136	158	243	314	342	354	12	3.5
銃刀法	6	5	9	7	13	5	9	9	7	7	0	0.0
大麻法	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	—
覚取法	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	—
麻向法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
毒劇法	20	27	33	22	17	8	4	1	1	3	2	200.0
シンナー等の 摂取、所持	20	27	33	21	17	7	4	1	1	3	2	200.0

触法少年（特別法）の男女別構成比（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	116	126	185	188	192	223	304	380	409	426	17	4.2
男子	94	107	139	156	166	198	271	332	363	364	1	0.3
構成比	81.0	84.9	75.1	83.0	86.5	88.8	89.1	87.4	88.8	85.4	▲ 3.4	—
女子	22	19	46	32	26	25	33	48	46	62	16	34.8
構成比	19.0	15.1	24.9	17.0	13.5	11.2	10.9	12.6	11.2	14.6	3.4	—

4 薬物乱用

(1) 覚せい剤乱用

覚せい剤乱用少年の男女別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	510	359	335	175	230	152	129	152	108	107	▲ 1	▲ 0.9
男 子	270	162	132	62	87	51	45	61	40	41	1	2.5
構 成 比	52.9	45.1	39.4	35.4	37.8	33.6	34.9	40.1	37.0	38.3	1.3	—
女 子	240	197	203	113	143	101	84	91	68	66	▲ 2	▲ 2.9
構 成 比	47.1	54.9	60.6	64.6	62.2	66.4	65.1	59.9	63.0	61.7	▲ 1.3	—

覚せい剤乱用少年の学職別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	510	359	335	175	230	152	129	152	108	107	▲ 1	▲ 0.9
中 学 生	28	17	10	3	7	6	1	5	3	4	1	33.3
構 成 比	5.5	4.7	3.0	1.7	3.0	3.9	0.8	3.3	2.8	3.7	0.9	—
高 校 生	39	28	24	17	37	27	14	20	14	8	▲ 6	▲ 42.9
構 成 比	7.6	7.8	7.2	9.7	16.1	17.8	10.9	13.2	13.0	7.5	▲ 5.5	—
大 学 生	1	2	4	3	2	1	2	1	2	0	▲ 2	▲ 100.0
構 成 比	0.2	0.6	1.2	1.7	0.9	0.7	1.6	0.7	1.9	0.0	▲ 1.9	—
その他の学生	6	3	4	4	5	2	1	2	3	2	▲ 1	▲ 33.3
構 成 比	1.2	0.8	1.2	2.3	2.2	1.3	0.8	1.3	2.8	1.9	▲ 0.9	—
有 職 少 年	141	103	84	56	61	38	45	40	30	28	▲ 2	▲ 6.7
構 成 比	27.6	28.7	25.1	32.0	26.5	25.0	34.9	26.3	27.8	26.2	▲ 1.6	—
無 職 少 年	295	206	209	92	118	78	66	84	56	65	9	16.1
構 成 比	57.8	57.4	62.4	52.6	51.3	51.3	51.2	55.3	51.9	60.7	8.8	—

(2) 大麻乱用

大麻乱用少年の男女別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	84	84	83	127	95	75	85	106	104	87	▲ 17	▲ 16.3
男 子	69	63	77	105	82	62	76	92	83	58	▲ 25	▲ 30.1
構 成 比	82.1	75.0	92.8	82.7	86.3	82.7	89.4	86.8	79.8	66.7	▲ 13.1	—
女 子	15	21	6	22	13	13	9	14	21	29	8	38.1
構 成 比	17.9	25.0	7.2	17.3	13.7	17.3	10.6	13.2	20.2	33.3	13.1	—

大麻乱用少年の学職別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	84	84	83	127	95	75	85	106	104	87	▲ 17	▲ 16.3
中 学 生	2	4	3	2	2	2	0	1	4	9	5	125.0
構 成 比	2.4	4.8	3.6	1.6	2.1	2.7	0.0	0.9	3.8	10.3	6.5	—
高 校 生	24	11	20	23	33	8	14	15	18	11	▲ 7	▲ 38.9
構 成 比	28.6	13.1	24.1	18.1	34.7	10.7	16.5	14.2	17.3	12.6	▲ 4.7	—
大 学 生	1	6	3	3	4	2	2	10	4	5	1	25.0
構 成 比	1.2	7.1	3.6	2.4	4.2	2.7	2.4	9.4	3.8	5.7	1.9	—
その他の学生	7	5	10	15	3	3	6	6	4	3	▲ 1	▲ 25.0
構 成 比	8.3	6.0	12.0	11.8	3.2	4.0	7.1	5.7	3.8	3.4	▲ 0.4	—
有 職 少 年	24	29	24	34	25	30	23	49	49	32	▲ 17	▲ 34.7
構 成 比	28.6	34.5	28.9	26.8	26.3	40.0	27.1	46.2	47.1	36.8	▲ 10.3	—
無 職 少 年	26	29	23	50	28	30	40	25	25	27	2	8.0
構 成 比	31.0	34.5	27.7	39.4	29.5	40.0	47.1	23.6	24.0	31.0	7.0	—

(3) 麻薬等乱用

麻薬等乱用少年の男女別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	7	4	18	47	31	18	20	13	4	14	10	250.0
男 子	6	4	16	23	14	7	9	9	2	12	10	500.0
構 成 比	85.7	100.0	88.9	48.9	45.2	38.9	45.0	69.2	50.0	85.7	35.7	—
女 子	1	0	2	24	17	11	11	4	2	2	0	0.0
構 成 比	14.3	0.0	11.1	51.1	54.8	61.1	55.0	30.8	50.0	14.3	▲ 35.7	—

麻薬等乱用少年の学職別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	7	4	18	47	31	18	20	13	4	14	10	250.0
中 学 生	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	—
構 成 比	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
高 校 生	1	1	2	9	9	2	3	1	0	2	2	—
構 成 比	14.3	25.0	11.1	19.1	29.0	11.1	15.0	7.7	0.0	14.3	14.3	—
大 学 生	1	0	1	2	1	3	1	0	0	0	0	—
構 成 比	14.3	0.0	5.6	4.3	3.2	16.7	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
その他の学生	0	0	1	1	0	2	1	2	1	0	▲ 1	▲100.0
構 成 比	0.0	0.0	5.6	2.1	0.0	11.1	5.0	15.4	25.0	0.0	▲ 25.0	—
有 職 少 年	2	1	3	13	9	5	8	5	1	8	7	700.0
構 成 比	28.6	25.0	16.7	27.7	29.0	27.8	40.0	38.5	25.0	57.1	32.1	—
無 職 少 年	3	2	11	21	12	6	6	5	2	4	2	100.0
構 成 比	42.9	50.0	61.1	44.7	38.7	33.3	30.0	38.5	50.0	28.6	▲ 21.4	—

(4) シンナー等乱用

シンナー等乱用少年の男女別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	1,463	1,317	1,225	1,169	743	438	336	248	193	109	▲ 84	▲ 43.5
男 子	1,000	841	721	667	418	230	166	149	102	61	▲ 41	▲ 40.2
構 成 比	68.4	63.9	58.9	57.1	56.3	52.5	49.4	60.1	52.8	56.0	3.2	—
女 子	463	476	504	502	325	208	170	99	91	48	▲ 43	▲ 47.3
構 成 比	31.6	36.1	41.1	42.9	43.7	47.5	50.6	39.9	47.2	44.0	▲ 3.2	—

シンナー等乱用少年の学職別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	1,463	1,317	1,225	1,169	743	438	336	248	193	109	▲ 84	▲ 43.5
中 学 生	228	198	129	174	103	53	50	35	29	9	▲ 20	▲ 69.0
構 成 比	15.6	15.0	10.5	14.9	13.9	12.1	14.9	14.1	15.0	8.3	▲ 6.7	—
高 校 生	235	202	191	187	99	67	52	42	19	16	▲ 3	▲ 15.8
構 成 比	16.1	15.3	15.6	16.0	13.3	15.3	15.5	16.9	9.8	14.7	4.9	—
大 学 生	5	4	3	6	3	1	4	1	1	0	▲ 1	▲100.0
構 成 比	0.3	0.3	0.2	0.5	0.4	0.2	1.2	0.4	0.5	0.0	▲ 0.5	—
その他の学生	34	18	21	23	10	5	2	1	2	4	2	100.0
構 成 比	2.3	1.4	1.7	2.0	1.3	1.1	0.6	0.4	1.0	3.7	2.7	—
有 職 少 年	385	355	324	318	217	138	102	87	75	41	▲ 34	▲ 45.3
構 成 比	26.3	27.0	26.4	27.2	29.2	31.5	30.4	35.1	38.9	37.6	▲ 1.3	—
無 職 少 年	576	540	557	461	311	174	126	82	67	39	▲ 28	▲ 41.8
構 成 比	39.4	41.0	45.5	39.4	41.9	39.7	37.5	33.1	34.7	35.8	1.1	—

5 ぐ犯少年

(1) 総数

ぐ犯少年の補導人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	874	898	728	735	629	731	696	544	588	545	▲ 43	▲ 7.3
男子	386	395	284	321	286	391	341	287	326	316	▲ 10	▲ 3.1
構成比	44.2	44.0	39.0	43.7	45.5	53.5	49.0	52.8	55.4	58.0	2.6	—
女子	488	503	444	414	343	340	355	257	262	229	▲ 33	▲ 12.6
構成比	55.8	56.0	61.0	56.3	54.5	46.5	51.0	47.2	44.6	42.0	▲ 2.6	—

(2) 態様別

ぐ犯少年の態様別補導人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	874	898	728	735	629	731	696	544	588	545	▲ 43	▲ 7.3
保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	377	440	378	355	323	326	322	242	319	314	▲ 5	▲ 1.6
正当な理由がなく家庭に寄り附かない少年	183	171	129	124	86	98	103	91	84	70	▲ 14	▲ 16.7
犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入りする少年	77	72	45	46	47	59	46	46	44	25	▲ 19	▲ 43.2
自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	237	215	176	210	173	248	225	165	141	136	▲ 5	▲ 3.5

6 少年が主たる被害者となる刑法犯

刑法犯少年被害認知件数（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
認知件数	181,806	185,330	172,711	166,343	146,416	138,121	139,327	128,395	127,074	115,278	▲11,796	▲ 9.3
増減率	21.7	1.9	▲ 6.8	▲ 3.7	▲ 12.0	▲ 5.7	0.9	▲ 7.8	▲ 1.0	▲ 9.3	▲ 8.3	—

刑法犯罪種別学職別少年被害認知件数（上半期）

		総数	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年
合計	22年	115,278	235	10,788	25,779	48,984	13,552	4,538	7,663	3,739
	21年	127,074	185	11,421	28,190	53,773	15,191	4,912	9,308	4,094
	増減数	▲ 11,796	50	▲ 633	▲ 2,411	▲ 4,789	▲ 1,639	▲ 374	▲ 1,645	▲ 355
	増減率	▲ 9.3	27.0	▲ 5.5	▲ 8.6	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 7.6	▲ 17.7	▲ 8.7
凶悪犯	22年	511	30	35	62	177	45	23	90	49
	21年	547	24	40	63	190	59	21	110	40
	増減率	▲ 6.6	25.0	▲ 12.5	▲ 1.6	▲ 6.8	▲ 23.7	9.5	▲ 18.2	22.5
殺人	22年	61	30	12	2	8	3	0	3	3
	21年	58	24	15	4	8	3	0	1	3
	増減率	5.2	25.0	▲ 20.0	▲ 50.0	0.0	0.0		200.0	0.0
強盗	22年	175	0	3	11	68	20	10	49	14
	21年	199	0	3	12	65	34	10	63	12
	増減率	▲ 12.1	—	0.0	▲ 8.3	4.6	▲ 41.2	0.0	▲ 22.2	16.7
強姦	22年	273	0	20	49	101	21	13	37	32
	21年	283	0	20	46	115	21	11	46	24
	増減率	▲ 3.5	—	0.0	6.5	▲ 12.2	0.0	18.2	▲ 19.6	33.3
粗暴犯	22年	6,195	103	427	1,796	2,089	300	185	822	473
	21年	6,353	84	492	1,684	2,245	305	169	886	488
	増減率	▲ 2.5	22.6	▲ 13.2	6.7	▲ 6.9	▲ 1.6	9.5	▲ 7.2	▲ 3.1
傷害	22年	2,449	71	125	779	717	95	64	376	222
	21年	2,393	46	147	720	717	85	59	381	238
	増減率	2.3	54.3	▲ 15.0	8.2	0.0	11.8	8.5	▲ 1.3	▲ 6.7
恐喝	22年	1,165	0	60	428	423	65	29	116	44
	21年	1,164	0	54	347	483	62	23	136	59
	増減率	0.1	—	11.1	23.3	▲ 12.4	4.8	26.1	▲ 14.7	▲ 25.4
窃盗犯	22年	99,905	0	9,583	22,498	43,255	12,092	3,882	5,767	2,828
	21年	110,497	0	10,198	24,878	47,348	13,652	4,221	7,091	3,109
	増減率	▲ 9.6	—	▲ 6.0	▲ 9.6	▲ 8.6	▲ 11.4	▲ 8.0	▲ 18.7	▲ 9.0
知能犯	22年	415	0	8	19	180	92	24	72	20
	21年	562	0	4	32	227	94	36	120	49
	増減率	▲ 26.2	—	100.0	▲ 40.6	▲ 20.7	▲ 2.1	▲ 33.3	▲ 40.0	▲ 59.2
風俗犯	22年	1,900	47	443	292	742	130	70	126	50
	21年	1,762	28	369	264	745	118	68	104	66
	増減率	7.8	67.9	20.1	10.6	▲ 0.4	10.2	2.9	21.2	▲ 24.2
強制わいせつ	22年	1,680	47	393	231	656	122	65	120	46
	21年	1,569	26	343	209	664	110	62	94	61
	増減率	7.1	80.8	14.6	10.5	▲ 1.2	10.9	4.8	27.7	▲ 24.6
その他の刑法犯	22年	6,352	55	292	1,112	2,541	893	354	786	319
	21年	7,353	49	318	1,269	3,018	963	397	997	342
	増減率	▲ 13.6	12.2	▲ 8.2	▲ 12.4	▲ 15.8	▲ 7.3	▲ 10.8	▲ 21.2	▲ 6.7
逮捕監禁	22年	30	0	1	5	6	0	3	8	7
	21年	54	2	0	6	19	4	2	13	8
	増減率	▲ 44.4	▲ 100.0	—	▲ 16.7	▲ 68.4	▲ 100.0	50.0	▲ 38.5	▲ 12.5
略取誘拐等	22年	66	15	22	12	12	2	0	2	1
	21年	55	10	23	9	7	1	1	3	1
	増減率	20.0	50.0	▲ 4.3	33.3	71.4	100.0	▲ 100.0	▲ 33.3	0.0

刑法犯罪種別年齢別少年被害認知件数（上半期）

		総数	0歳～5歳	6歳～12歳	13歳～19歳	0歳～12歳
合計	22年	115,278	211	14,219	100,848	14,430
	21年	127,074	161	15,147	111,766	15,308
	増減数	▲ 11,796	50	▲ 928	▲ 10,918	▲ 878
	増減率	▲ 9.3	31.1	▲ 6.1	▲ 9.8	▲ 5.7
凶悪犯	22年	511	29	45	437	74
	21年	547	21	48	478	69
	増減率	▲ 6.6	38.1	▲ 6.3	▲ 8.6	7.2
殺人	22年	61	29	13	19	42
	21年	58	21	19	18	40
	増減率	5.2	38.1	▲ 31.6	5.6	5.0
強盗	22年	175	0	3	172	3
	21年	199	0	3	196	3
	増減率	▲ 12.1	—	0.0	▲ 12.2	0.0
強盗強姦	22年	8	0	0	8	0
	21年	16	0	0	16	0
	増減率	▲ 50.0	—	—	▲ 50.0	—
強姦	22年	273	0	29	244	29
	21年	283	0	24	259	24
	増減率	▲ 3.5	—	20.8	▲ 5.8	20.8
粗暴犯	22年	6,195	95	565	5,535	660
	21年	6,353	75	645	5,633	720
	増減率	▲ 2.5	26.7	▲ 12.4	▲ 1.7	▲ 8.3
傷害	22年	2,449	67	165	2,217	232
	21年	2,393	41	195	2,157	236
	増減率	2.3	63.4	▲ 15.4	2.8	▲ 1.7
恐喝	22年	1,165	0	99	1,066	99
	21年	1,164	0	94	1,070	94
	増減率	0.1	—	5.3	▲ 0.4	5.3
窃盗犯	22年	99,905	0	12,694	87,211	12,694
	21年	110,497	0	13,575	96,922	13,575
	増減率	▲ 9.6	—	▲ 6.5	▲ 10.0	▲ 6.5
知能犯	22年	415	0	11	404	11
	21年	562	0	5	557	5
	増減率	▲ 26.2	—	120.0	▲ 27.5	120.0
風俗犯	22年	1,900	35	498	1,367	533
	21年	1,762	18	410	1,334	428
	増減率	7.8	94.4	21.5	2.5	24.5
強制わいせつ	22年	1,680	35	435	1,210	470
	21年	1,569	18	379	1,172	397
	増減率	7.1	94.4	14.8	3.2	18.4
その他刑法犯	22年	6,352	52	406	5,894	458
	21年	7,353	47	464	6,842	511
	増減率	▲ 13.6	10.6	▲ 12.5	▲ 13.9	▲ 10.4
逮捕監禁	22年	30	0	2	28	2
	21年	54	2	0	52	2
	増減率	▲ 44.4	▲ 100.0	—	▲ 46.2	0.0
略取誘拐等	22年	66	14	25	27	39
	21年	55	10	24	21	34
	増減率	20.0	40.0	4.2	28.6	14.7
わいせつ目的 略取誘拐	22年	25	0	13	12	13
	21年	31	1	12	18	13
	増減率	▲ 19.4	▲ 100.0	8.3	▲ 33.3	0.0

7 児童虐待事件の検挙状況

(1) 態様別検挙状況

検挙件数（上半期）

区分	年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	構成比(%)	増減数	増減率
総数(件)		94	87	80	96	105	120	149	162	157	181	100.0	24	15.3
		—	—	—	(29)	(17)	(24)	(18)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
		—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[1]	[100.0]	[▲6]	[▲85.7]
	身体的虐待	66	61	57	68	80	86	113	116	112	140	77.3	28	25.0
		—	—	—	(29)	(17)	(24)	(18)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[0]	[0.0]	[▲7]	[▲100.0]	
性的虐待	18	16	14	21	22	23	27	34	41	31	17.1	▲10	▲24.4	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
怠慢又は拒否	10	10	9	7	3	11	9	12	4	10	5.5	6	150.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1]	[100.0]	[1]	—	
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	

検挙人員（上半期）

区分	年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	構成比(%)	増減数	増減率
総数(人)		108	92	93	104	116	131	164	165	165	199	100.0	34	20.6
		—	—	—	(28)	(15)	(24)	(19)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
		—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[7]	[7]	[1]	[100.0]	[▲6]	[▲85.7]
	身体的虐待	77	64	66	72	89	94	125	118	118	154	77.4	36	30.5
		—	—	—	(28)	(15)	(24)	(19)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[7]	[7]	[0]	[0.0]	[▲7]	[▲100.0]	
性的虐待	19	15	14	23	23	23	27	33	41	31	15.6	▲10	▲24.4	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
怠慢又は拒否	12	13	13	9	4	14	12	14	6	14	7.0	8	133.3	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1]	[100.0]	[1]	—	
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	

被害児童数（上半期）

区分	年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	構成比(%)	増減数	増減率
総数(人)		97	90	87	101	108	128	157	166	164	187	100.0	23	14.0
		—	—	—	(40)	(19)	(32)	(25)	(27)	(29)	(20)	(100.0)	(▲9)	(▲31.0)
		—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[2]	[100.0]	[▲5]	[▲71.4]
	身体的虐待	68	62	62	73	82	92	120	120	118	144	77.0	26	22.0
		—	—	—	(40)	(19)	(32)	(25)	(27)	(29)	(20)	(100.0)	(▲9)	(▲31.0)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[0]	[0.0]	[▲7]	[▲100.0]	
性的虐待	18	16	16	21	23	24	27	34	41	32	17.1	▲9	▲22.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
怠慢又は拒否	11	12	9	7	3	12	10	12	5	11	5.9	6	120.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[100.0]	[2]	—	
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	

(注) 上段の()は、保護者が、児童と共に死ぬことを企図し、児童を殺害(未遂を含む)して自殺(未遂を含む)を図った場合を外数で計上した。

下段の[]は、出産直後の殺人(未遂を含む)及び遺棄致死の場合を外数として計上した。

以下の表についても同じ。

(2) 罪種別検挙状況

児童虐待事件の罪種別検挙件数(上半期)

罪種	年										構成比(%)	増減数	増減率
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年			
総数(件)	94	87	80	96	105	120	149	162	157	181	100.0	24	15.3
	—	—	—	(29)	(17)	(24)	(18)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[1]	[100.0]	[▲6]	[▲85.7]
殺人	19	9	12	14	15	22	16	25	11	12	6.6	1	9.1
	—	—	—	(29)	(17)	(24)	(18)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[0]	[0.0]	[▲7]	[▲100.0]
傷害	46	49	40	46	60	59	85	79	89	109	60.2	20	22.5
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
傷害致死	13	5	7	8	10	8	9	12	4	11	6.1	7	175.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
暴力行為	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	1.1	1	100.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
暴行	1	3	4	8	5	4	11	12	7	14	7.7	7	100.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
逮捕監禁	0	0	0	0	0	0	2	0	3	3	1.7	0	0.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
強姦	3	5	4	7	10	5	9	7	10	11	6.1	1	10.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
強制わいせつ	2	3	3	4	1	7	5	11	7	3	1.7	▲4	▲57.1
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
児童福祉法違反	7	8	7	9	11	9	8	13	21	12	6.6	▲9	▲42.9
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	1.7	1	50.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
青少年保護育成条例違反	6	0	1	1	0	2	4	2	1	2	1.1	1	100.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
保護責任者遺棄	8	10	7	5	2	10	6	10	4	9	5.0	5	125.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1]	[100.0]	[1]	—
重過失致死傷	1	0	2	2	1	0	1	2	1	1	0.6	0	0.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
覚せい剤取締法違反	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	—
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
学校教育法違反	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0.0	0	—
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—

児童虐待事件の罪種別検挙人員（上半期）

区分	年											増減数	増減率
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	構成比(%)		
総数(人)	108	92	93	104	116	131	164	165	165	199	100.0	34	20.6
	—	—	—	(28)	(15)	(24)	(19)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[7]	[7]	[1]	[100.0]	▲6	▲85.7
殺人	22	10	12	15	16	22	16	24	13	14	7.0	1	7.7
	—	—	—	(28)	(15)	(24)	(19)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[7]	[7]	[0]	[0.0]	▲7	▲100.0
傷害	53	51	49	49	68	66	96	83	92	118	59.3	26	28.3
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
傷害致死	18	5	10	11	11	10	11	15	4	14	7.0	10	250.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
暴力行為	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	1.0	1	100.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
暴行	2	3	4	8	5	5	11	11	7	15	7.5	8	114.3
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
逮捕監禁	0	0	0	0	0	0	3	0	4	5	2.5	1	25.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
強姦	3	5	4	7	10	5	9	7	10	11	5.5	1	10.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
強制わいせつ	2	3	3	4	1	7	5	10	7	3	1.5	▲4	▲57.1
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
児童福祉法違反	8	7	7	11	12	9	8	13	21	12	6.0	▲9	▲42.9
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	1.5	1	50.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
青少年保護育成条例違反	6	0	1	1	0	2	4	2	1	2	1.0	1	100.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
保護責任者遺棄	10	13	10	7	2	13	8	11	6	13	6.5	7	116.7
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1]	[100.0]	[1]	—
重過失致死傷	1	0	3	2	2	0	1	3	1	1	0.5	0	0.0
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
覚せい剤取締法違反	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	—
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—
学校教育法違反	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0.0	0	—
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—

(3) 死亡事件の検挙状況

検挙件数（上半期）

区分	年											構成比(%)	増減数	増減率
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年				
総 数 (件)	31	14	23	19	22	26	18	29	11	18	100.0	7	63.6	
	—	—	—	(20)	(12)	(19)	(11)	(14)	(16)	(12)	(100.0)	(▲4)	(▲25.0)	
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[6]	[1]	[100.0]	[▲5]	[▲83.3]	
殺 人	14	6	10	7	10	15	6	13	5	5	27.8	0	0.0	
	—	—	—	(20)	(12)	(19)	(11)	(14)	(16)	(12)	(100.0)	(▲4)	(▲25.0)	
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[6]	[0]	[0.0]	[▲6]	[▲100.0]	
傷 害 致 死	13	5	7	8	10	8	9	12	4	11	61.1	7	175.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
逮 捕 監 禁 致 死	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0.0	▲1	▲100.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	3	3	4	2	1	3	0	2	1	1	5.6	0	0.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1]	[100.0]	[1]	—	
重 過 失 致 死	1	0	2	2	1	0	1	2	0	1	5.6	1	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	

被害児童数（上半期）

区分	年											構成比(%)	増減数	増減率
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年				
総 数 (人)	31	14	24	19	22	28	18	29	11	18	100.0	7	63.6	
	—	—	—	(27)	(14)	(25)	(15)	(19)	(21)	(14)	(100.0)	(▲7)	(▲33.3)	
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[6]	[2]	[100.0]	[▲4]	[▲66.7]	
殺 人	14	6	11	7	10	17	6	13	5	5	27.8	0	0.0	
	—	—	—	(27)	(14)	(25)	(15)	(19)	(21)	(14)	(100.0)	(▲7)	(▲33.3)	
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[6]	[0]	[0.0]	[▲6]	[▲100.0]	
傷 害 致 死	13	5	7	8	10	8	9	12	4	11	61.1	7	175.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
逮 捕 監 禁 致 死	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0.0	▲1	▲100.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	3	3	4	2	1	3	0	2	1	1	5.6	0	0.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[100.0]	[2]	—	
重 過 失 致 死	1	0	2	2	1	0	1	2	0	1	5.6	1	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	

(4) 加害者と被害者との関係別・罪種別の検挙状況

加害者と被害者との関係別検挙状況（上半期）

区分	年											構成比(%)	増減数	増減率
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年				
総 数 (人)	108	92	93	104	116	131	164	165	165	199	100.0	34	20.6	
	—	—	—	(28)	(15)	(24)	(19)	(20)	(21)	(16)	(100.0)	(▲5)	(▲23.8)	
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[7]	[7]	[1]	[100.0]	[▲6]	[▲85.7]	
父 親 等	61	59	59	68	79	85	109	114	114	140	70.4	26	22.8	
	—	—	—	(4)	(3)	(5)	(3)	(8)	(2)	(3)	(18.8)	(1)	(50.0)	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
実 父	14	22	23	37	37	40	45	44	48	60	30.2	12	25.0	
	—	—	—	(3)	(3)	(4)	(2)	(7)	(2)	(3)	(18.8)	(1)	(50.0)	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
養・継父	20	19	28	18	19	21	27	34	32	50	25.1	18	56.3	
	—	—	—	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[2]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
内 縁	22	16	7	10	23	20	24	26	25	27	13.6	2	8.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
そ の 他	5	2	1	3	0	4	13	10	9	3	1.5	▲6	▲66.7	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
母 親 等	47	33	34	36	37	46	55	51	51	59	29.6	8	15.7	
	—	—	—	(24)	(12)	(19)	(16)	(12)	(19)	(13)	(81.3)	(▲6)	(▲31.6)	
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[1]	[100.0]	[▲6]	[▲85.7]	
実 母	43	30	31	30	36	44	48	48	47	52	26.1	5	10.6	
	—	—	—	(22)	(12)	(18)	(15)	(11)	(18)	(12)	(75.0)	(▲6)	(▲33.3)	
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[1]	[100.0]	[▲6]	[▲85.7]	
養・継母	2	1	1	5	1	1	0	3	1	3	1.5	2	200.0	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
内 縁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.0	2	—	
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	—	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	
そ の 他	2	2	2	1	0	1	7	0	3	2	1.0	▲1	▲33.3	
	—	—	—	(2)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6.3)	(0)	(0.0)	
	—	—	—	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0.0]	[0]	—	

(注) 「その他」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

加害者の罪種別検挙状況（上半期）

（平成22年）

区分	関係別 総数 (人)	父親等					母親等				
		実父	養・継父	内縁	その他	実母	養・継母	内縁	その他		
総数（人）	199 (16) [1]	140 (3) [0]	60 (3) [0]	50 (0) [0]	27 (0) [0]	3 (0) [0]	59 (13) [1]	52 (12) [1]	3 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (1) [0]
殺人	14 (16) [0]	5 (3) [0]	4 (3) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	9 (13) [0]	9 (12) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (1) [0]
傷害	118 (0) [0]	85 (0) [0]	35 (0) [0]	28 (0) [0]	21 (0) [0]	1 (0) [0]	33 (0) [0]	28 (0) [0]	3 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]
傷害致死	14 (0) [0]	9 (0) [0]	3 (0) [0]	4 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	5 (0) [0]	4 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
暴力行為	2 (0) [0]	2 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
暴行	15 (0) [0]	12 (0) [0]	7 (0) [0]	3 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	3 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]
逮捕監禁	5 (0) [0]	3 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
強姦	11 (0) [0]	11 (0) [0]	3 (0) [0]	5 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
強制わいせつ	3 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
児童福祉法違反	12 (0) [0]	12 (0) [0]	5 (0) [0]	7 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
児童買春・児童ポルノ 禁止法違反	3 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
青少年保護育成 条例違反	2 (0) [0]	2 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
保護責任者遺棄	13 (0) [1]	3 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	10 (0) [1]	9 (0) [1]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]
重過失致死傷	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]

(注) 「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

(5) 被害児童の年齢別・性別の状況

被害児童の年齢別・性別の状況（上半期）

年齢	年											増減数			増減率
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	構成比(%)	男子	女子		
総数(人)	97	90	87	101	108	128	157	166	164	187	100.0	95	92	23	14.0
	—	—	—	(40)	(19)	(32)	(25)	(27)	(29)	(20)	(100.0)	(12)	(8)	(▲9)	(▲31.9)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[2]	[100.0]	[1]	[1]	[▲5]	[▲71.4]
1歳未満	16	22	11	19	18	20	22	30	15	25	13.4	15	10	10	66.7
	—	—	—	(5)	(4)	(1)	(3)	(2)	(1)	(3)	(15.0)	(2)	(1)	(2)	(200.0)
	—	—	—	[6]	[12]	[6]	[7]	[5]	[7]	[2]	[100.0]	[1]	[1]	[▲5]	[▲71.4]
1歳	9	8	9	7	6	3	10	8	4	11	5.9	4	7	7	175.0
	—	—	—	(3)	(3)	(5)	(1)	(1)	(1)	(2)	(10.0)	(1)	(1)	(1)	(100.0)
2歳	12	4	11	5	6	6	7	5	7	10	5.3	9	1	3	42.9
	—	—	—	(4)	(1)	(4)	(2)	(1)	(1)	(3)	(15.0)	(2)	(1)	(2)	(200.0)
3歳	12	7	8	6	12	13	11	11	2	13	7.0	8	5	11	550.0
	—	—	—	(5)	(0)	(2)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(▲2)	(▲100.0)
4歳	4	3	8	4	7	5	9	12	11	11	5.9	5	6	0	0.0
	—	—	—	(4)	(0)	(2)	(0)	(2)	(4)	(3)	(15.0)	(2)	(1)	(▲1)	(▲25.0)
5歳	4	6	2	5	6	6	14	4	2	10	5.3	6	4	8	400.0
	—	—	—	(4)	(1)	(3)	(2)	(4)	(2)	(3)	(15.0)	(0)	(3)	(1)	(50.0)
6歳	6	5	6	4	3	7	7	5	8	11	5.9	6	5	3	37.5
	—	—	—	(1)	(0)	(3)	(1)	(2)	(2)	(1)	(5.0)	(1)	(0)	(▲1)	(▲50.0)
7歳	3	1	6	3	5	9	6	5	7	9	4.8	5	4	2	28.6
	—	—	—	(3)	(1)	(1)	(0)	(3)	(2)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(▲2)	(▲100.0)
8歳	1	6	3	5	6	5	8	4	7	7	3.7	5	2	0	0.0
	—	—	—	(3)	(0)	(0)	(2)	(2)	(2)	(1)	(5.0)	(1)	(0)	(▲1)	(▲50.0)
9歳	2	4	2	2	5	6	5	5	12	8	4.3	4	4	▲4	▲33.3
	—	—	—	(1)	(3)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(5.0)	(1)	(0)	(▲1)	(▲50.0)
10歳	1	1	2	3	4	5	5	12	12	3	1.6	0	3	▲9	▲75.0
	—	—	—	(1)	(0)	(1)	(1)	(2)	(2)	(1)	(5.0)	(1)	(0)	(▲1)	(▲50.0)
11歳	2	3	2	7	3	3	5	8	0	13	7.0	8	5	13	—
	—	—	—	(2)	(3)	(1)	(3)	(0)	(2)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(▲2)	(▲100.0)
12歳	5	5	2	3	3	4	8	10	17	9	4.8	4	5	▲8	▲47.1
	—	—	—	(0)	(2)	(3)	(0)	(2)	(4)	(1)	(5.0)	(0)	(1)	(▲3)	(▲75.0)
13歳	3	4	1	10	2	11	7	8	11	9	4.8	4	5	▲2	▲18.2
	—	—	—	(1)	(1)	(3)	(4)	(1)	(1)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(▲1)	(▲100.0)
14歳	5	4	3	6	4	6	13	11	11	14	7.5	8	6	3	27.3
	—	—	—	(2)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	—
15歳	5	1	4	5	8	11	7	12	17	11	5.9	4	7	▲6	▲35.3
	—	—	—	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(5.0)	(1)	(0)	(1)	—
16歳	4	3	4	4	5	2	8	8	9	9	4.8	0	9	0	0.0
	—	—	—	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(▲1)	(▲100.0)
17歳	3	3	3	3	5	6	5	8	12	4	2.1	0	4	▲8	▲66.7
	—	—	—	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	—

8 福祉犯の取締り

(1) 送致件数及び送致人員

福祉犯の法令別送致件数（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	3,298	3,334	3,150	3,107	3,054	3,319	3,403	3,343	3,509	3,797	288	8.2
未成年者飲酒禁止法	50	42	44	46	40	42	70	99	70	59	▲ 11	▲ 15.7
未成年者喫煙禁止法	7	4	5	9	18	12	31	57	310	466	156	50.3
風営適正化法	239	236	252	211	251	296	287	252	195	187	▲ 8	▲ 4.1
売春防止法	58	93	81	119	96	52	70	52	58	16	▲ 42	▲ 72.4
児童福祉法	353	334	272	379	291	317	294	261	218	191	▲ 27	▲ 12.4
児童買春・児童ポルノ禁止法	727	930	855	900	903	1,080	969	819	922	1,099	177	19.2
労働基準法	46	27	25	28	58	56	49	36	28	13	▲ 15	▲ 53.6
職業安定法	62	51	55	66	43	47	30	31	19	10	▲ 9	▲ 47.4
毒物及び劇物取締法	536	425	338	236	161	99	117	54	65	30	▲ 35	▲ 53.8
覚せい剤取締法	278	195	198	122	150	95	63	60	61	39	▲ 22	▲ 36.1
青少年保護育成条例	903	960	968	894	983	1,170	1,336	1,426	1,343	1,444	101	7.5
出会い系サイト規制法	—	—	—	15	10	19	39	159	184	205	21	11.4
その他	39	37	57	82	50	34	48	37	36	38	2	5.6

福祉犯の法令別送致人員（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	2,864	2,897	2,795	2,726	2,639	3,034	3,077	3,203	3,441	3,581	140	4.1
未成年者飲酒禁止法	83	57	67	60	54	70	101	159	88	64	▲ 24	▲ 27.3
未成年者喫煙禁止法	6	6	7	7	21	15	39	71	370	528	158	42.7
風営適正化法	396	413	392	307	374	425	415	368	300	293	▲ 7	▲ 2.3
売春防止法	47	69	48	51	56	43	35	35	45	9	▲ 36	▲ 80.0
児童福祉法	305	264	250	333	229	274	233	239	224	185	▲ 39	▲ 17.4
児童買春・児童ポルノ禁止法	458	613	612	652	602	748	654	619	746	781	35	4.7
労働基準法	48	27	29	29	35	56	67	49	41	17	▲ 24	▲ 58.5
職業安定法	65	62	61	65	42	45	19	27	27	14	▲ 13	▲ 48.1
毒物及び劇物取締法	463	380	301	234	159	99	108	58	66	31	▲ 35	▲ 53.0
覚せい剤取締法	248	170	162	95	112	84	61	53	49	39	▲ 10	▲ 20.4
青少年保護育成条例	715	807	817	807	902	1,122	1,253	1,328	1,259	1,383	124	9.8
出会い系サイト規制法	—	—	—	15	10	18	37	160	191	205	14	7.3
その他	30	29	49	71	43	35	55	37	35	32	▲ 3	▲ 8.6

(2) 福祉犯への暴力団等関係者の関与状況

福祉犯への暴力団等関係者の関与状況（上半期）

	計	風 営 適 正 化 法	売 春 防 止 法	児 童 福 祉 法	児 童 ポ ル ノ 禁 止 法 ・ 児 童 買 春 ・ 児 童 買 春 ・ 児 童 買 春	労 働 基 準 法	職 業 安 定 法	毒 劇 物 取 締 及 び 法	覚 せ い 刑 取 締 法	青 育 少 年 保 護 例	出 会 い 系 制 制 サ イ ト 法	そ の 他
22年送致人員	3,581	293	9	185	781	17	14	31	39	1,383	205	624
暴力団等関係者	178	33	2	41	22	0	5	4	21	38	0	12
関与率	5.0	11.3	22.2	22.2	2.8	0.0	35.7	12.9	53.8	2.7	0.0	1.9
構成比	100.0	18.5	1.1	23.0	12.4	0.0	2.8	2.2	11.8	21.3	0.0	6.7
21年送致人員	3,441	300	45	224	746	41	27	66	49	1,259	191	493
暴力団等関係者	224	31	9	52	33	1	8	4	27	43	1	15
関与率	6.5	10.3	20.0	23.2	4.4	2.4	29.6	6.1	55.1	3.4	0.5	3.0
構成比	100.0	13.8	4.0	23.2	14.7	0.4	3.6	1.8	12.1	19.2	0.4	6.7
暴力団等関係者増減数	▲ 46	2	▲ 7	▲ 11	▲ 11	▲ 1	▲ 3	0	▲ 6	▲ 5	▲ 1	▲ 3
暴力団等関係者増減率	▲ 20.5	6.5	▲ 77.8	▲ 21.2	▲ 33.3	▲ 100.0	▲ 37.5	0.0	▲ 22.2	▲ 11.6	▲ 100.0	▲ 20.0

(3) 児童買春・児童ポルノ禁止法

児童買春・児童ポルノ禁止法違反の送致状況（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
送致件数（件）	727	930	855	900	903	1,080	969	819	922	1,099	177	19.2
児童買春	654	849	762	827	739	856	707	519	555	500	▲ 55	▲ 9.9
うち出会い系サイト利用に係るもの	133	400	326	371	299	365	357	284	218	140	▲ 78	▲ 35.8
うちテレホンクラブ営業に係るもの	243	236	116	92	85	107	28	21	40	31	▲ 9	▲ 22.5
児童ポルノ	73	81	93	73	164	224	262	300	367	599	232	63.2
うちインターネット利用に係るもの	55	64	55	33	68	97	96	111	194	329	135	69.6
送致人員（人）	458	613	612	652	602	748	654	619	746	781	35	4.7
児童買春	394	555	537	604	500	605	495	431	462	362	▲ 100	▲ 21.6
うち出会い系サイト利用に係るもの	73	249	254	270	229	277	311	255	197	119	▲ 78	▲ 39.6
うちテレホンクラブ営業に係るもの	161	161	103	77	61	93	28	21	40	24	▲ 16	▲ 40.0
児童ポルノ	64	58	75	48	102	143	159	188	284	419	135	47.5
うちインターネット利用に係るもの	46	46	50	23	68	76	80	105	153	274	121	79.1

(4) 福祉犯被害少年

福祉犯被害少年の男女別状況（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総数	3,709	3,431	3,303	3,593	3,265	3,316	3,505	3,350	3,199	3,495	296	9.3
男子	1,084	762	682	604	524	487	640	604	764	877	113	14.8
構成比	29.2	22.2	20.6	16.8	16.0	14.7	18.3	18.0	23.9	25.1	1.2	—
女子	2,625	2,669	2,621	2,989	2,741	2,829	2,865	2,746	2,435	2,618	183	7.5
構成比	70.8	77.8	79.4	83.2	84.0	85.3	81.7	82.0	76.1	74.9	▲ 1.2	—

福祉犯被害少年の学職別状況（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数	3,709	3,431	3,303	3,593	3,265	3,316	3,505	3,350	3,199	3,495	296	9.3
未 就 学	2	4	0	0	0	0	2	0	2	22	20	1,000.0
構 成 比	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.6	0.5	—
小 学 生	15	20	16	28	26	29	19	35	40	60	20	50.0
構 成 比	0.4	0.6	0.5	0.8	0.8	0.9	0.5	1.0	1.3	1.7	0.4	—
中 学 生	1,039	924	889	1,068	971	939	925	1,010	987	1,064	77	7.8
構 成 比	28.0	26.9	26.9	29.7	29.7	28.3	26.4	30.1	30.9	30.4	▲ 0.5	—
高 校 生	1,174	1,146	1,100	1,257	1,125	1,121	1,403	1,223	1,225	1,451	226	18.4
構 成 比	31.7	33.4	33.3	35.0	34.5	33.8	40.0	36.5	38.3	41.5	3.2	—
その他の学生	46	47	34	42	16	37	31	28	26	52	26	100.0
構 成 比	1.2	1.4	1.0	1.2	0.5	1.1	0.9	0.8	0.8	1.5	0.7	—
有 職 少 年	402	360	356	356	298	339	359	309	295	261	▲ 34	▲ 11.5
構 成 比	10.8	10.5	10.8	9.9	9.1	10.2	10.2	9.2	9.2	7.5	▲ 1.7	—
無 職 少 年	1,031	930	908	842	829	851	766	745	624	585	▲ 39	▲ 6.3
構 成 比	27.8	27.1	27.5	23.4	25.4	25.7	21.9	22.2	19.5	16.7	▲ 2.8	—

児童買春事件の被害児童（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数（人）	551	726	673	779	692	713	612	427	421	416	▲ 5	▲ 1.2
未 就 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
小 学 生	1	4	2	8	7	5	1	0	1	0	▲ 1	▲ 100.0
中 学 生	231	322	270	320	296	269	198	188	155	166	11	7.1
高 校 生	225	261	247	312	255	210	243	155	159	176	17	10.7
その 他 学 生	4	3	1	5	0	3	5	1	2	2	0	0.0
有 職 少 年	19	16	26	15	23	24	28	11	12	6	▲ 6	▲ 50.0
無 職 少 年	71	120	127	119	111	202	137	72	92	66	▲ 26	▲ 28.3

児童ポルノ事件の被害児童（上半期）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	増減数	増減率
総 数（人）	36	25	26	35	91	65	121	144	148	295	147	99.3
未 就 学	1	1	0	0	0	0	2	0	2	18	16	800.0
小 学 生	5	3	2	0	6	5	7	19	23	45	22	95.7
中 学 生	13	12	2	11	23	27	57	64	59	126	67	113.6
高 校 生	16	8	19	13	49	23	48	47	59	95	36	61.0
その 他 学 生	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	—
有 職 少 年	1	0	2	3	4	3	2	4	0	2	2	—
無 職 少 年	0	1	1	8	9	6	5	10	5	9	4	80.0

9. 文部科学省における児童虐待への 対応について

文部科学省における児童虐待への対応

児童虐待は、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援について、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携する必要がある。

1. 学校等における取組の推進

- ・学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供
- ・養護教諭のための児童虐待対応の手引きの作成・配布
- ・教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)の作成・配布
- ・学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の基本的な考え方の提示
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部の専門家を活用した学校の教育・相談体制の充実
- ・生徒指導において、児童虐待等の複雑化・多様化する児童の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進・普及

等

2. 家庭・地域社会における取組の推進

- ・家庭教育への支援(家庭教育支援基盤形成事業)
- ・児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進について周知
- ・「人権教育」などの重要な課題について、地域社会が協働・解決を促す「仕組みづくり」のための実証的共同研究の実施(社会教育による地域の教育力強化プロジェクト)

等

1. 学校等における取組の推進①

○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、全国の教育委員会及び学校に配布。

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布。

○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)

学校等における児童虐待防止のための取り組みの一層の充実を図るため、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」CD-ROM版を平成21年5月に各都道府県・指定都市教育委員会を通じて、市町村教育委員会に配布。

○「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、文部科学省と厚生労働省で協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、学校及び保育所から市町村又は児童相談所への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を平成22年3月に教育委員会や学校等に示した。

1. 学校等における取組の推進②

○スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

(1) スクールカウンセラーの配置

中学校への配置 10,028校
小学校への配置 3,650校 → 10,000校
緊急支援派遣 650校

(2) 「子どもと親の相談員等」の配置

子どもと親の相談員(教員OB等) 910校
生徒指導推進協力員(警察官OB等) 210校

(平成22年度予算)

(3) 24時間体制の電話相談の実施

相談員の夜間・休日の配置
教育相談窓口紹介カードの配布

○スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

66県市 1,056人配置 (平成22年度予算)

(2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

○生徒指導・進路指導総合推進事業

生徒指導において、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退などの複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進、その有効性を検証し、成果を普及するため、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を採択し、課題への対応を図る。

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」

(21文科初第777号平成22年3月24日文科科学大臣政務官通知)

＜趣旨＞

学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等についてまとめ、各都道府県教育委員会等に対して通知するもの。

1. 学校等における対応

(1) 児童虐待の早期発見

健康状態の日常的な観察や健康診断における、幼児児童生徒の心身の状況把握や児童虐待の早期発見に努めること。

※ 健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意。

(2) 児童虐待の早期対応

児童虐待の疑いのある場合には、確証がないときであっても早期対応の観点から通告を行う。

(3) 通告後の関係機関との連携

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針に基づいて、児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供の適切な運用に努めるとともに、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供又は通告をすること。

2. 教育委員会等の責務

(1) 関係機関との連携強化

教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図ること。

(2) 教職員研修の充実

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文科科学省作成、H21.5配布)の適切な活用、「子どもの虹情報研修センター」における教職員を対象とした研修の活用などによって教職員研修の充実を図ること。

(3) 調査研究及び検証

地方公共団体が行う、重大な被害を受けた児童虐待事例等の検証への参加・協力、児童虐待防止のための調査研究を実施すること。

3. 要保護児童対策地域協議会への参画

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会を積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

2. 家庭・地域社会における取組の推進

○家庭教育への支援

身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、子育てサポーターリーダー等の養成や民生委員・児童委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や相談対応等を行う取組みを支援する。

- ①家庭教育支援チームの組織化
- ②持続可能な家庭教育支援のための地域人材の養成
- ③家庭教育に関する学習機会の効果的な提供

家庭教育支援に携わる地域人材、学校、行政（教育・福祉関係機関）、NPO、企業等関係者が一同に会する機会を設け、社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議会を行う。

○児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進についての周知

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出。

○社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

「人権教育」をはじめとした社会における重要な課題について、地域社会それぞれの実情などの重要な課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」のための実証的共同研究を行う。



22 初児生第20号
平成22年8月13日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯谷桂介

(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）

標記の件については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け文科初第777号文部科学省大臣政務官通知）において、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、東京都の高等学校で、生徒の虐待が疑われながら、管理職自らが児童相談所等へ通告していなかったという事案が発生しました。

つきましては、学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があるほか、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかに児童相談所等へ通告しなければならないこと等について、改めて、上記通知の内容を所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底するようお願いいたします。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

TEL：03 - 5253 - 4111（内線 3299）

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

家庭教育支援基盤形成事業

身近な地域において、すべての親が家庭教育に関する学習や相談が出来る体制が整うよう、地域人材の養成・活用、学校等との連携による持続可能な仕組みをつくり、地域全体で家庭教育を支援。

【補助率】

国	1/3	国	1/3
都道府県	1/3	指定都市	2/3
市町村	1/3	中核市	

地域人材の養成、学校等との連携により、持続可能な仕組みを形成

子育てサポーターリーダー等の養成

地域における支援活動全般の企画・運営や関係機関・団体との連携の推進に積極的に携わるなど、家庭教育支援の中心的な人材を養成。

【養成講座例】

- 家庭教育の重要性と支援者の果たす役割について
- 関係機関、地域との連携のコツ
- よりよい応募者になるために～聴く力～



課題について意見交換

家庭教育支援チームの組織化

学校等を拠点に、子育てサポーターリーダーや子育てサポーター・民生委員・児童委員などの地域の人材と保健師などの専門の人材の連携により、「家庭教育支援チーム」を組織化。

【チーム員構成例】

- 子育てサポーターリーダー、民生委員、児童委員、元教員、保健師、NPO関係者等



教職員と連携して、支援内容をコーディネート

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や入学説明会、保護者会、参観日等多くの親が集まる機会を活用して学習機会のコーディネート等を行う。

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子ども心の理解
- 父親の家庭教育参加促進事業
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



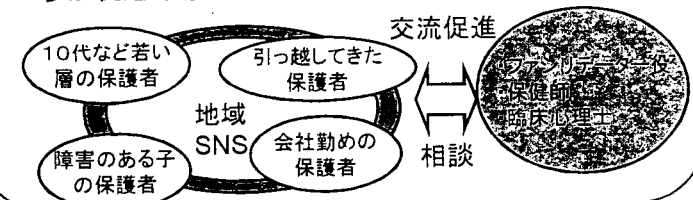
中学校内での親子携帯講座

状況に応じた情報提供や相談対応

悩みや不安を抱える親や無関心な親、仕事で忙しい親など、様々な家庭の状況に応じた情報提供や相談対応を行う。

地域SNS等を活用した支援

地域SNSなどを活用し、家庭教育に関する「コミュニティ」を設け、親同士の交流の促進や学習機会への参加促進等を行う。



子育て経験者など地域の多様な人材

参画



家庭教育支援チームってなあに？

A. 身近な地域で、子育てや家庭教育の相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供しているチームです。家庭教育の基礎となる「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活習慣、しつけや親子のコミュニケーションの大切さ、思春期の課題、不登校など様々な子育てに関する悩みを聞いたり、親子の学びや育ちを支援します。



チーム員ってどんな人たちがいるの？

A. 子育て経験者や教員OB、PTAなど地域の子育てサポーターリーダーをはじめ、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健師や臨床心理士など様々な地域の人たちや専門家が関わっています。行政機関とも連携し、地域の実情やご家庭の状況に応じて悩みや相談にのるなど、共にまちで暮らす身近な住人として支援チーム活動に取り組んでいます。



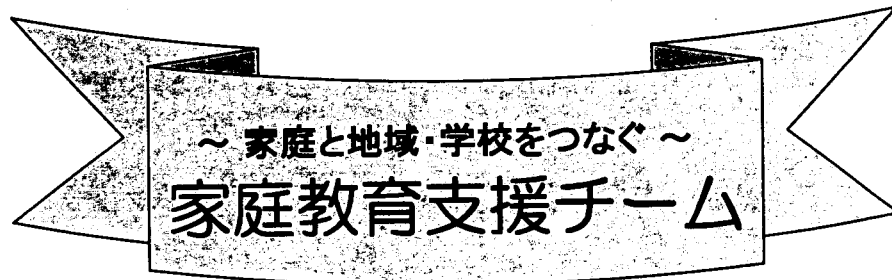
どんなところで活動しているの？

A. 子どもや保護者の方にとって、身近で気軽に相談できる存在となるよう、地域の学校や公民館などを拠点に活動しています。また、幼稚園や保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校、企業などからの要望に応じて出向くなど、様々な所とも連携し、支援活動に取り組んでいます。ご要望があれば、ご家庭にも直接おうかがいして、ご相談にのることもおこなっています。

↓詳しくは、あなたのまちの支援チームに聞いてみよう！

チーム名：
【お問い合わせ先】
住所：
TEL：
担当：

～子どもたちを健やかに育てるために～



～家庭は全ての教育の出発点～

…でも、忙しい毎日の中で、子どもとのコミュニケーションやしつけに戸惑いや息詰まりなど、一人で悩んだりすることってありませんか。そんな時、近くに気軽に相談できる人がいたら…

支援チームは、そんなご家庭での皆さんの頑張りを共に支え、地域とのつながりづくりや専門機関との橋渡しをお手伝いします。

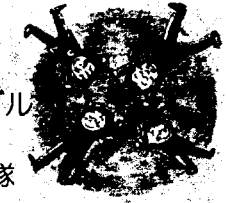
ほくたちも全国の家庭教育支援チームを
応援しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

あなたの街の家庭教育支援チーム



- | | | | | |
|-----|---|------|---|------------------|
| 北海道 | 真狩村教育委員会家庭教育支援チーム
滝川市家庭教育支援チーム
白老町家庭教育支援チーム ぴんぼーん
大空町家庭教育支援チーム | 和歌山県 | 印南町家庭教育支援チーム
橋本市家庭教育支援チーム
湯浅町家庭教育支援チーム | ヘスティア
トライアングル |
| 秋田県 | 東成瀬村家庭教育支援チーム ぶちとまと | 鳥取県 | 米子市家庭教育支援チーム
智頭町家庭教育支援チーム
鳥取市家庭教育支援チーム
八頭町家庭教育支援チーム | とことこ
すぎっこ応援隊 |
| 宮城県 | かくだ家庭教育支援チーム
大崎市鹿島台家庭教育支援チーム まあま
名取市家庭教育支援チーム ぼっぼはうす
巨理町家庭教育支援チーム 子育てサポーター“らびっと” | 島根県 | 松江市家庭教育支援チーム | |
| 福島県 | 喜多方市家庭教育支援チーム | 岡山県 | 玉野市家庭教育支援チーム | |
| 栃木県 | 都賀町家庭教育支援チーム らっこっこくらぶ
佐野市家庭教育支援チーム チームさの | 広島県 | 府中町家庭教育支援チーム
向東地区家庭教育支援チーム “親ぢから” | |
| 千葉県 | 千葉市家庭教育支援チーム こもんず | 徳島県 | 徳島県阿南家庭教育支援チーム北部チーム はぐくみクラブ
徳島県阿南家庭教育支援チーム南部チーム はぐくみクラブ | |
| 新潟県 | 南魚沼市家庭教育支援チーム だんぼの部屋
魚沼市家庭教育支援チーム ひまわり
柏崎市家庭教育支援チーム よろんこの木 | 佐賀県 | 唐津市家庭教育支援チーム たんぼぼ
武雄市家庭教育支援チーム
神崎市家庭教育支援チーム チームだんらん
多久市家庭教育支援チーム このゆびと~まれ | |
| 石川県 | 金沢市家庭教育支援チーム 棒読み座
小松市家庭教育支援チーム | 長崎県 | 吉野ヶ里町家庭教育支援チーム ぼこ・あ・ぼこ
長崎市町村家庭教育支援チーム 橘子育て応援隊
島原市町村家庭教育支援チーム 島原子育て支援隊 | |
| 山梨県 | 都留市家庭教育支援チーム ラ・ペジブル | 宮崎県 | 川南町訪問型家庭教育支援チーム
都城市横市家庭教育支援チーム 子育て支援チームさくら
都城市五十市地区家庭教育支援チーム
都城市祝吉地区家庭教育支援チーム 祝吉地区子育て応援隊 | |
| 岐阜県 | はしま家庭教育推進協議会
下呂市家庭教育支援チーム
海津市家庭教育推進協議会
川辺町家庭教育支援チーム
中津川市家庭教育支援チーム すくすくわくわくまあるいこころ | 鹿児島県 | 喜界町家庭教育支援チーム リュウゼツラン | |
| 愛知県 | 清須市家庭教育支援チーム チームMOMO | 沖縄県 | 沖縄県読谷村家庭教育支援チーム | |
| 京都府 | 京丹後市家庭教育支援チーム すこやか倶楽部おおみや
網野地域家庭教育支援チーム | | | |



平成22年7月現在、全国各地で活躍する132チームの内53チームが登録

文部科学省は、地域の人々の関わりにより組織し、行政や学校と協働して取り組んでいる家庭教育支援チームの活動を応援しています。※上記は文部科学省の応援を希望するチームに限り紹介しています。

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
〒100-8959東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1292713.htm

「家庭教育支援チーム」の活動支援制度について

文部科学省は全国の家庭教育支援チームの取組を応援しています。

文部科学省では、平成20年度より、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核とし、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会等になかなか参加できない保護者への支援手法の開発を行ってきました。

その成果を活かし、地域の主体的な取組を支援していくにあたり、効果的な事例の収集・情報発信等による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、新たに家庭教育支援チームの活動を支援する制度を設けました。

この度、活動支援の一環としてリーフレットを作成いたしましたのでご紹介します。

身近な地域で、学校等と連携して、ご家庭での「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活習慣づくりのお手伝いや、親子のコミュニケーション、思春期、不登校等の課題など家庭教育の相談にのったりすることを通じて、ご家庭での保護者の皆さんの頑張りを支える各地域の家庭教育支援チームを掲載し、その取組を応援しています。

(リーフレットには、地域の人々と、行政や学校が協働して活動するチームで文部科学省の応援を希望したチームに限り表示していますが、平成22年7月現在全国各地で132のチームが活動しています)

「家庭教育支援チーム」の活動支援制度について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1292713.htm

※文部科学省ホームページへリンク



(本件担当)

文部科学省生涯学習政策局 男女共同参画学習課
家庭教育支援室 家庭教育振興係
早寝早起き朝ごはん国民運動プロジェクトチーム

入江 桐原 小山

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL:03-6734-2927 / FAX: 03-6734-3719

E-mail: danjokat@mext.go.jp

子どもを見守り育てるネットワーク推進会議設置要綱

平成22年1月14日
推進会議申合せ

1. 趣旨

いじめや不登校、自殺などといった子どもたちの問題行動等は依然として相当数に上っている。これらの問題の背景には、家庭や社会・学校の問題が複雑に絡み合っているが、子どもたちが一人で悩みを抱え込み、誰にも相談ができず、子どもが安心して過ごせる居場所がないことも背景の一つとして指摘されている。

子どもたちの悩みを受け止めるために、これまでも学校での教育相談や法務局・児童相談所での対応、民間団体が行っている電話相談や居場所づくりなど、様々な取組がなされているが、それぞれが役割を果たしながら、子どもたちが信頼して相談することができるチャンネルを整備し、子どもの居場所づくりを進めるための取組を行う必要がある。

そのため、関係行政機関や民間団体が連携し、子どもたちを見守り育てる「新しい公共」の実現に向けた取組を推進することを目的として、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2. 構成員

会議の構成員は、別紙のとおりとする。

3. 実施方法

- (1) 会議は、構成員全体の会議の下に、担当者レベルで構成される検討委員会（ワーキンググループ）を置くこととする。
- (2) 必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。

4. その他

会議に関する庶務は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課において処理する。

構成員

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年支援担当）
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局少年課長
法務省矯正局少年矯正課長
法務省保護局更生保護振興課長
法務省人権擁護局調査救済課長
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長
全国保育協議会
全国国公立幼稚園長会
全日本私立幼稚園連合会
全国連合小学校長会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
全国定時制通信制高等学校長会
全国養護教諭連絡協議会
全国教育研究所連盟
全国適応指導教室連絡協議会
全国児童相談所長会
全国学童保育連絡協議会
全国人権擁護委員連合会
（社）全国少年警察ボランティア協会
（社）全国保護司連盟
（非）チャイルドライン支援センター
（社）日本臨床心理士会
スクールカウンセリング推進協議会
（社）日本PTA全国協議会
（社）全国高等学校PTA連合会
（非）フリースクール全国ネットワーク
（非）日本フリースクール協会
（非）教育支援協会
（社）中央青少年団体連絡協議会
（財）児童健全育成推進財団
（財）インターネット協会
日本弁護士連合会
日本更生保護女性連盟

日本BBS連盟
（社）日本青年会議所
全国商店街振興組合連合会
日本労働組合総連合会
（社）日本医師会
（社）日本歯科医師会
（社）日本小児科医会
（財）日本学校保健会
（社）日本学校歯科医会
日本学校薬剤師会

子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画

この行動計画は、「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」に基づき、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るため、関係機関、団体による取組に関し、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議の総意として、引き続き取り組む施策及び連携強化のため今後新たに取り組む施策を取りまとめたものである。

1. 引き続き取り組む施策

(1) 子どもが悩みを相談することができるチャンネルを充実する

- 子どもが悩みを相談することができるようにするため、電話、対面、メール、手紙等、様々なチャンネルの整備・充実を推進する。

・ 電話による相談

24時間いじめ相談ダイヤル	文部科学省	子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で設置しているいじめ相談ダイヤルに対して支援を行う。
児童相談所全国共通ダイヤル	厚生労働省	全国共通の番号により管轄の児童相談所に電話を転送する「児童相談所全国共通ダイヤル」により相談に応じるとともに、本ダイヤルの周知啓発を図り、子どもの最善の利益を考慮した援助を行う児童相談所の相談援助活動の推進を図る。
教育相談の実施	全国教育研究所連盟	全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。
チャイルドライン	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもたちが、全国どこからでも、無料で安心して電話をかけられるよう、統一番号によるフリーダイヤルで電話相談を受ける。
親と子と教職員の教育相談室	日本労働組合総連合会	日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。

不登校相談の実施	フリースクール全国ネットワーク	フリースクール全国ネットワークや親の会の全国ネットワークに加盟する各スクールや団体において、電話、来所、メール・手紙等で不登校に関する相談に応じる。
子どもの人権110番	法務省、全国人権擁護委員連合会	全国50の法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設け、相談に応じる。
ヤングテレホン	警察庁	全国の都道府県警察において、少年から非行、家出、いじめ等の問題に関する電話、メールによる相談を受け付ける

・ 対面による相談

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の充実	文部科学省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等の配置等について、自治体の取組に対する支援を行う。
子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	文部科学省	各診療科の専門医等を学校等に派遣し、専門家による教職員への指導助言、講話や講演、児童生徒や保護者への健康相談等を行う。
保健室における健康相談等の充実	文部科学省、全国養護教諭連絡協議会	保健室において、養護教諭が心と体の両面から、児童生徒や保護者に対して健康相談や保健指導を行う。また、不登校の対応や発達障害の支援を行う。
校内教育相談体制の充実	全国連合小学校長会	スクールカウンセラー等を活用し、各学校における校内教育相談体制の充実を図る。
児童家庭相談援助活動	厚生労働省、全国児童相談所長会	市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所において、子ども本人や家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。
教育相談の実施（再掲）	全国教育研究所連盟	全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。

学校臨床心理士事業の充実	日本臨床心理士会	学校において学校臨床心理士（スクールカウンセラー）が、子どもと彼らにかかわる大人に対する心理・教育相談に当たる。
特別支援学校の「子どもの支援ネットワーク推進センター」化	スクールカウンセリング推進協議会	特別支援学校に、学習面、心理・社会面、進路面、健康面における発達上の課題を援助する専門家としてガイダンスカウンセラーが入り、障害のあるなしに関わらず、発達の課題で悩んでいる地域の子どもの支援をする。
巡回カウンセラー派遣事業	スクールカウンセリング推進協議会	ガイダンスカウンセラーを希望する学校に派遣し、不登校、いじめ、特別支援等に関する悩みに対応する。
親と子と教職員の教育相談室（再掲）	日本労働組合総連合会	日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。
不登校相談の実施（再掲）	フリースクール全国ネットワーク	フリースクール全国ネットワークや親の会の全国ネットワークに加盟する各スクールや団体において、電話、来所、メール・手紙等で不登校に関する相談に応じる。
親子相談会	フリースクール協会	不登校生とその保護者に対して、進路情報の提供と心の不安に対するカウンセリングを行う。
常設人権相談所	法務省、全国人権擁護委員連合会	全国の法務局・地方法務局及びその支局において、常設人権相談所を開設する。
子どもの人権救済窓口・人権救済活動	日本弁護士連合会	弁護士会毎に、子どもの問題専門の無料相談窓口を設け、弁護士による子どもの権利擁護活動を推進する。
少年相談の実施	警察庁	すべての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談に応じる。

被害少年の支援	警察庁	犯罪等により被害を受けた少年に対し、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年補導職員等による助言、個々の被害児童の特性に応じたカウンセリング、保護者に対する指導助言等の支援を実施する。
一般少年鑑別	法務省	少年鑑別所において、「一般少年鑑別」として、子どもの問題で悩む地域住民、公私の団体等から相談を受け付ける。
「社会を明るくする運動」における非行相談所の設置	全国保護司連盟	犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の一環として、各地で保護司による非行相談所を開設する。
当番付添人制度	日本弁護士連合会	全国のすべての弁護士会において、少年事件を起こして少年鑑別所に収容された少年に対して、少年や保護者から希望があれば、鑑別所に弁護士を派遣し、付添人として審判終了まで活動する。

・ メールや手紙による相談

教育相談の実施（再掲）	全国教育研究所連盟	全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。
親と子と教職員の教育相談室（再掲）	日本労働組合総連合会	日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。
不登校相談の実施（再掲）	フリースクール全国ネットワーク	フリースクール全国ネットワークや親の会の全国ネットワークに加盟する各スクールや団体において、電話、来所、メール・手紙等で不登校に関する相談に応じる。
子どもの人権SOSミニレター	法務省・全国人権擁護委員連合会	全国の小中学校の全児童生徒を対象に、SOSミニレターを配布し、いじめや虐待等の人権侵害について、親や学校の先生など身近な人にも相談できずに悩んでいる子どもたちからの相談に応じる。

インターネット人権相談	法務省・全 国人権擁護 委員連合会	法務省のホームページ上に「インターネット人権相談 受付窓口（SOS-eメール）」を開設し、パソコンや 携帯電話を利用して、相談者が時間を問わずにいつで も人権相談ができる窓口を整備する。
ヤングテレホン（再掲）	警察庁	全国の都道府県警察において、少年から非行、家出、 いじめ等の問題に関する電話、メールによる相談を受け付ける。
インターネットによる少年サ ポート活動	全国少年警 察ボランテ ィア協会	インターネットによる少年相談窓口を設け、少年警察 ボランティアが相談に応じる。
インターネットに関する相談 窓口の紹介	インターネ ット協会	インターネットホットライン連絡協議会を設立し、ネ ット利用者がどの窓口に相談や通報をしたらよいの か分かる「インターネット関連の相談・通報ポータル ページ」を運営する。

○ 子どもの悩みを受け止める知識・技量の向上

・ ユースアドバイザー養成プログラムの実施【内閣府】

子ども・若者の全体像を理解し、諸機関の連携プレーを推進する要となる「ユースアドバイザー」を養成するとともに、公的相談機関や民間支援団体の資質向上を図るための研修を実施する。

・ 児童生徒が抱える問題に対する知識・技量の向上【文部科学省】

児童生徒が抱える問題が多様化し複雑化する中で認知される新たな課題についても、関係機関との連携の上、学校が適切に対応することができるよう知識・技量の向上を図ることを促す。

・ 養護教諭に対する研修会や研究協議会の実施【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会】

養護教諭に対して、その相談技量等を高めるため、カウンセリング手法や健康教育の指導法等についての研修を実施する。

・ 学校教育相談実技研修会の実施【全国教育研究所連盟】

全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターの教育相談担当者を対象に、実技研修会を開催する。

・ 新任学校臨床心理士研修制度の整備【日本臨床心理士会】

学校臨床心理士（スクールカウンセラー）に実施している研修に、新任のための学校組織や

関連法規等を含めた基礎研修を加える等、新任研修制度を整備する。

・ 臨床心理士の資質や技能の向上 【日本臨床心理士会】

子どもをめぐる多様な今日的課題に対して、教育（学校・教育センター等）、福祉（児相・児童養護施設等）、医療（病院・保健所等）、司法（鑑別所・家裁・警察等）、その他大学附属心理相談室等の機関において、親子等の心理相談・教育相談・子育て支援等を行う臨床心理士の資質・技能の更なる向上のために、研修や研究活動を一層充実させる。

・ 不登校や学校が合わない子どもの支援に関する研修会の実施

【フリースクール全国ネットワーク】

不登校に関わる教職員、フリースクール職員、心理士、ケースワーカー、児童委員・民生委員、保健士等に、子どもや不登校経験者及び親の声や体験を聞く機会を提供する研修を実施する。

・ 「子どもの心相談医」の養成 【日本小児科医会】

「子どもの心研修会」等を開催し、子どもの心の問題に対応する「子どもの心相談医」を養成し、登録する。

(2) 社会全体で子どもを見守る

○ 子どもの安全を見守る取組の推進

・ 子どもを犯罪から守るための取組の推進 【警察庁】

スクールサポーターの委嘱・派遣等の学校周辺、通学路等の安全対策や防犯教室の開催等被害防止教育の推進、児童や保護者に対し迅速に情報提供を行うための情報発信活動の推進、「子ども110番の家」等のボランティアに対する支援等、子どもを犯罪から守る取組を推進する。

・ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 【文部科学省】

スクールガード・リーダーの巡回による、学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。

・ 母親クラブ等の支援 【厚生労働省】

子どもを事故や犯罪から守るための活動等を地域で実施する自主的グループ（母親クラブ等）を支援する。

・ タクシーによる子ども見守り運動 【日本労働組合総連合会】

地域の安全に向けた活動にタクシー会社が参加し、運転者による見回り等、子どもを守る取組を行う。

- ・ 生保産業の組合による子どもの命・安全を守る取組 【日本労働組合総連合会】

生保労連の加盟組合を主体とした、営業活動時の防犯パトロールの実施や、地域安全を呼びかけるツールをつくる。

○ 虐待防止に向けて子どもを見守る取組の推進

- ・ 児童虐待の防止・早期発見 【文部科学省】

学校・教育委員会等に対し、平成 22 年 3 月に示した児童相談所等への定期的な情報提供の指針に沿って、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等、適切に対応することを促す。

- ・ 児童虐待の早期発見に向けた取組 【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会、日本医師会、日本学校歯科医会】

養護教諭のための児童虐待対応の手引きや、学校における健康診断、保健室における健康相談などを活用することにより、児童虐待の早期発見の取組を行う。

- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 【厚生労働省】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図り、児童虐待防止対策の推進を図る。

- ・ 児童家庭相談援助活動 【厚生労働省、全国児童相談所長会】（再掲）

市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所において、子ども本人や家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。

- ・ 児童虐待への対応 【厚生労働省、全国児童相談所長会】

児童相談所は、虐待を受けたと思われる子どもの安全確認や保護等を「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき実施する。子どもを家庭で養育させることができないと判断した場合には、児童福祉施設への入所等を行う。虐待を行った保護者に対しても援助（指導・支援）を行い、親子再統合の取組を図る。

- ・ 児童虐待防止に向けた取組 【全国保育協議会】

子どもの状態や家庭の状況を把握することができる保育所として、要保護児童等を早期に発見し、児童虐待防止に向けた取組を行うとともに、被虐待児の保護と要保護対策地域協議会等との連携を通じた対応を図る。

- ・ シェルターや自立援助ホームの運営 【日本弁護士連合会】

弁護士有志が社会福祉法人やNPO法人を作ってシェルターや自立援助ホームを開設・運営し、虐待を受けて逃げてきた子どもや非行化して家に帰れない少年を受け入れ、更生を支援する。

- ・ 児童虐待防止に関する取組の推進 【日本歯科医師会】

各都道府県歯科医師会において、児童虐待防止のリーフレットやポスターの作成等、地域における児童虐待防止に関する取組を行う。

○ 非行防止活動や非行少年等を見守る取組の推進

- ・ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の推進

【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国人権擁護委員連合会、全国少年警察ボランティア協会、全国保護司連盟、日本PTA全国協議会、全国高等学校PTA連合会、中央青少年団体連絡協議会、インターネット協会、日本更生保護女性連盟、日本BBS連盟】

青少年の非行防止等について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施する。

- ・ 「社会を明るくする運動」の推進 【法務省、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、

全国保護司連盟、日本更生保護女性会、日本BBS連盟】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」に参画し、推進する。

- ・ 少年非行の防止 【警察庁】

全ての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談、該当補導活動等総合的な少年非行防止対策を推進する。

- ・ 少年の立ち直り支援 【警察庁】

非行少年等の立ち直りを支援するため、関係機関等と連携し、社会参加活動やスポーツ活動を通じた居場所づくり活動を推進する。

- ・ 非行防止教室の実施の促進 【警察庁、文部科学省】

非行防止教室についてプログラム事例集や教師用指導資料を作成し、非行防止教室の推進を通じた児童生徒の規範意識の育成を促す。

- ・ 中学生サポート・アクションプラン 【法務省】

問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校連携担当保護司を配置し、非行防止教室の実施、サポートチームへの参画、保護者への働き掛け、生徒指導担当教師との協議など、保護司(会)と中学校との連携を進める。

・ 非行少年の立ち直り支援 【厚生労働省、全国児童相談所長会】

児童相談所は、非行を行った子どもに対し、児童福祉司や児童心理司により、福祉的な観点から調査・診断を行い、必要に応じて訪問・通所指導を実施する。また、要保護性が高い子どもについては、児童福祉施設への入所措置を行う。

触法少年については、警察から児童相談所に送致・通告がなされた場合は、調査を行ったうえで家庭裁判所に送致する場合もある。

・ インターネットによる少年サポート活動 【全国少年警察ボランティア協会】(再掲)

少年警察ボランティアによるネット上のパトロールを通して有害サイト業者への要請活動、児童の安易な書き込みなどへの注意助言及びインターネットによる少年相談活動を行う。

・ 健全育成ハンドブックの作成・頒布 【全国少年警察ボランティア協会】

少年の非行防止・健全育成を目指した小学生及び中学生向けの小冊子「健全育成ハンドブック」を毎年作成し、地域での座談会等や学校教育、家庭教育において活用できる資料として、全国に頒布する。

・ 地域ふれあい事業 【全国少年警察ボランティア協会】

少年の非行防止や健全育成につながるよう、少年に地域における活動の機会や居場所を提供するために、地域の人々との触れ合いを深める活動を行う。

・ 少年警察ボランティア等の地域カンファレンス 【全国少年警察ボランティア協会】

少年サポートセンターの少年補導職員等と少年警察ボランティアの専門知識・技能の向上を図り、相互の連携を深めるために研修を行う。

・ 保護司による少年見守り活動 【全国保護司連盟】

学校関係者の協議会、薬物乱用防止教室、登下校時の見守り、保護者への働き掛け等を通して、保護司が学校との連携に取り組む。

○ 子どもを理解し見守り育てるための調査研究等の推進

・ 学校教育に関する調査研究の推進

【全国国公立幼稚園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、
全国定時制通信制高等学校長会、日本PTA全国協議会】

学校教育における子どもの健全育成にかかわる実態の把握や対応、解決策等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。

・ 全国ブロックキャンペーンの実施 【全国国公立幼稚園長会】

子どもの心に寄り添い、規範意識の芽生えを培うキャンペーンや研修会を全国の7ブロック

で実施する。

・ 生徒生活体験発表大会の実施 【全国定時制通信制高等学校長会】

不登校経験者、外国籍生徒等、多様な背景を持つ定時制通信制高等学校在籍生徒が生活体験を発表する場を設け、本人だけでなく、多くの人々の「生きる力」を呼び起こす。

・ 子どもの心と体の健やかな成長に向けた調査研究の実施 【全国養護教諭連絡協議会】

子どもの心と体の健やかな成長に向け、健康相談、児童虐待、特別支援教育等の調査研究活動を行い、その結果を報告書にまとめて、全国の養護教諭の資質の向上に活かす。

・ 子どもの状況分析事業 【チャイルドライン支援センター】

行政や民間、それぞれの立場で捉えている子どもの現状を情報交換し、分析を進める。

・ 学校、家庭、地域社会における「PTA実践事例集」の刊行 【日本PTA全国協議会】

子どもたちの健やかな成長に向けて、具体的なPTAの活動事例を「PTA実践事例集」として刊行し、PTA及び関係団体等の参考に供する。

・ 子どものメンタルヘルス向上支援事業 【全国高等学校PTA連合会】

全国の高校生及びその保護者対象メンタルヘルスに関するアンケート調査を行い、その結果を、報告書にまとめて全国の高等学校に配布するほか、シンポジウムを開催する。

・ 全国学校保健・学校医大会の実施 【日本医師会】

学校における児童生徒のこころの問題を含めた健康の保持と増進を目的に、学校保健分野の診療科ごとの学術集会やシンポジウムの企画・運営や学校保健従事者の表彰を行う。

・ 「子どもとメディア」に関する調査研究の実地 【日本小児科医会】

子どものメディア接触時間の増大による子どもの発育への影響を調査研究し、「子どもとメディア」の問題に対する5つの提言を行い、啓発用のポスターやリーフレットを作成する。

○ その他の社会全体で子どもを見守る活動

・ 学校支援地域本部事業 【文部科学省】

地域住民がボランティアとして、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。

・ 学校保健委員会の活性化 【文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、日本小児科医会、

日本学校保健会、日本学校歯科医会、日本学校薬剤師会】

学校教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、地域保健機関等の代表等で構成し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織である学校保健委員会について、学校における健康教育の推進や児童生徒の健康課題への対応の観点から、

活性化を図る。

・人間関係構築に資する授業の実施 【スクールカウンセリング推進協議会】

幼稚園から高校までの子どもを対象に、学級や学校で居場所をできやすくするよう、友人関係や自己理解、キャリアや学業の悩みなどに関する授業を実施する。

・人権教室 【法務省、全国人権擁護委員連合会】

幼稚園や小中学校において、幼児・児童生徒を対象に、人権教室を開催し、人権について啓発する。

・当番付添人制度 【日本弁護士連合会】（再掲）

全国のすべての弁護士会において、少年事件を起こして少年鑑別所に収容された少年に対して、少年や保護者から希望があれば、鑑別所に弁護士を派遣し、付添人として審判終了まで活動する。

・青少年を取り巻くインターネット上の有害環境対策の推進 【文部科学省】

青少年がインターネットを適切に活用できるよう、有害環境から子どもたちを守るための推進体制を構築し、青少年が安心してインターネットを利用できる環境を整備する。

・インターネットにおけるルール&マナー検定 【インターネット協会】

インターネットの利用技術、利用マナー、危険回避等に関する知識を、子どもから大人までの全ての人を対象として、家庭や学校、企業等で普及させるため、「ルール&マナー検定」をネット上で無料実施する。

・フィルタリングの普及啓発 【インターネット協会】

フィルタリング開発を進めるとともに、ポータルページにてわかりやすい解説やフィルタリングの市販ソフト等を紹介する。

・企業による情報リテラシー教育の推進 【日本労働組合総連合会】

情報化の進展に伴い発生しているネット犯罪やいじめ等の問題を回避できるよう、情報通信関連の各企業が、情報の取捨選択や適切な利用、緊急時の対応方法や相談先などに関する教育を実施する。

・ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組 【日本労働組合総連合会】

長時間労働の恒常化を見直し、安心して子どもを生み育てられる社会的基盤をつくとともに、地域で助け合い、支え合う体制を整えるため、企業や地域・自治体への働きかけを行う。

(3) 子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

○ 放課後等の居場所づくり

- ・ 放課後子ども教室の推進 【文部科学省、全国連合小学校長会】

放課後や週末等に、学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、すべての子どもたちの安心・安全な居場所を設け、学習や体験交流活動等の様々な活動機会を提供する。

- ・ 放課後児童クラブの充実 【厚生労働省、全国学童保育連絡協議会】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを推進する。

- ・ 児童館における児童健全育成対策の推進 【厚生労働省、児童健全育成推進財団】

児童館において、児童の健全な遊び場の確保等の児童健全育成施策を推進する。

- ・ 保育を通じて子どもの育ちを保障する取組 【全国保育協議会】

就労家庭等の0歳から就学前の子どもに対し、保育所保育を通じ、子どもが安心・安全に育つ環境と保育（養護と教育）を提供する。

- ・ 発達障害等、配慮の必要な子どもの育ちを支える取組 【全国保育協議会】

就学前から就学後に子どもの育ちをつなげる際に、とくに発達障害等、配慮が必要な子どもの育ちの保障に対し、子ども発達支援センターや保健所、小学校と連携を行い、支援する。

- ・ 預かり保育や園庭開放の実施 【全国国公立幼稚園長会】

保育時間終了後に、希望する家庭を対象に園児の預かり保育を行うほか、子ども同士や保護者同士が触れ合える場として、園庭を開放する。

- ・ キャンパスエイドの配置 【スクールカウンセリング推進協議会】

大学生や大学院生が、小中高校や特別支援学校等で、児童生徒の話し相手になるとともに、学習活動や課外活動の補助を行う。

- ・ 放課後子ども教室におけるプログラムの開発 【教育支援協会】

学校施設内に設置されている放課後子ども教室における豊かな学びの提供、異学年間の交流の促進を図る。

○ 不登校児童生徒等の居場所づくり

- ・ いじめ、不登校等への対応 【文部科学省】

いじめや不登校等の課題について、外部機関との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発など様々なアプローチによる各自治体やNPO等の先進的な取組について支援し、その成果の普及を図る。

- ・ 保健室における児童生徒の受け入れ 【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会】
教室に入りづらい子どもたちに対して、保健室で受け入れ、子どもの悩み等の相談に乗るとともに必要に応じて学習の場を提供する。
- ・ 適応指導教室とフリースクールの連携
【全国適応指導教室連絡協議会、フリースクール全国ネットワーク、日本フリースクール協会】
不登校の子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくれるよう、適応指導教室とフリースクールが連携する。
- ・ 適応指導教室における心理的援助の整備 【全国適応指導教室連絡協議会、日本臨床心理士会】
適応指導教室において、臨床心理士が、心理的援助を必要とする中学生の心的課題について適切な理解にもとづく指導を推進する。
- ・ フリースクールの充実 【フリースクール全国ネットワーク、日本フリースクール協会】
フリースクールにおいて、不登校児童生徒を受け入れ、安心して過ごせる居場所を提供する。

○ 虐待を受けている子ども等の居場所づくり

- ・ 児童虐待への対応 【厚生労働省、全国児童相談所長会】（再掲）
児童相談所は、虐待を受けたと思われる子どもの安全確認及び保護等を「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき実施する。子どもを家庭で養育させることができないと判断した場合には、児童福祉施設への入所等を行う。虐待を行った保護者に対しても援助（指導・支援）を行い、親子再統合への取組を図る。
- ・ シェルターや自立援助ホームの運営 【日本弁護士連合会】（再掲）
弁護士有志が社会福祉法人やNPO法人を作ってシェルターや自立援助ホームを開設・運営し、虐待を受けて逃げてきた子どもや非行化して家に帰れない少年を受け入れ、更生を支援する。
- ・ 被害少年の支援 【警察庁】（再掲）
犯罪等により被害を受けた少年に対し、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年補導職員等による助言、個々の被害児童の特性に応じたカウンセリング、保護者に対する指導助言等の支援を実施する。

○ 非行防止のための居場所づくり

- ・ 少年の立ち直り支援 【警察庁】（再掲）
非行少年等の立ち直りを支援するため、関係機関等と連携し、社会参加活動やスポーツ活動

を通じた居場所づくり活動を支援する。

- ・地域ふれあい事業 【全国少年警察ボランティア協会】（再掲）

少年の非行防止や健全育成につながるよう、少年に地域における活動の機会や居場所を提供するために、地域の人々との触れ合いを深める活動を行う。

- ・ともだち活動 【日本BBS連盟】

保護観察所や家庭裁判所、児童相談所等から依頼を受けて、同じ世代の「ともだち」として触れ合うことを通して、非行少年や社会不適応少年の自立を支援する活動を行う。

（４）子どもたちと地域の人々が触れ合う機会をつくる

○ 放課後等の触れ合い

- ・放課後子ども教室の推進 【文部科学省、全国連合小学校長会】（再掲）

放課後や週末等に、学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、すべての子どもたちの安心・安全な居場所を設け、学習や体験・交流活動等の様々な活動機会を提供する。

- ・放課後児童クラブの推進 【厚生労働省、全国学童保育連絡協議会】（再掲）

保護者が労働党により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを推進する。

- ・児童館における児童健全育成対策の推進 【厚生労働省、児童健全育成推進財団】（再掲）

児童館において、児童の健全な遊び場の確保等の児童健全育成施策を推進する。

- ・放課後子ども教室におけるプログラムの開発 【教育支援協会】（再掲）

学校施設内に設置されている放課後子ども教室における豊かな学びの提供、異学年間の交流の促進を図る。

○ 地域に根ざした触れ合いの推進

- ・体験活動の推進 【文部科学省、中央青少年団体連絡協議会、教育支援協会】

子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成を図るために、自然体験活動など多様な体験活動を推進する。

- ・地域の中で子どもの育ちをともに支える取組 【全国保育協議会】

体験学習の受け入れや、ファミリーサポートセンター・児童委員の研修の受け入れ、老人クラブや住民団体等との交流などを通じ、地域の中で子どもの育ちをともに支える取組を推進する。

- ・ほんものの地域教育の体制に関する事業 【日本青年会議所】

地域の子どもを見守り育てる協力体制を構築するため、証として「地域子ども見守りステッカー」の貼り付けを行うほか、地域の企業に対して職業体験オリエンテーリングを実施する。

- ・商店街における子育て支援活動の推進 【全国商店街振興組合連合会】

商店街の空き店舗を利用した子育て支援活動や子どもが参加できる商店街のイベントを推進する。

○ 問題等を抱えた子どもとの触れ合い

- ・いじめ、不登校等への対応 【文部科学省】（再掲）

いじめや不登校等の課題について、外部機関との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発など様々なアプローチによる各自治体やNPO等の先進的な取組について支援し、その成果の普及を図る。

- ・不登校やフリースクールの子どもの理解 【フリースクール全国ネットワーク】

不登校の子どもやフリースクールに通う子どもと触れ合う機会を、地域や一般の方々に提供することにより、偏見や「問題を抱えた子ども」という子どもへのまなざしを変える一助とする。

○ 非行防止に向けた触れ合い

- ・少年非行の防止 【警察庁】（再掲）

全ての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談、該当補導活動等総合的な少年非行防止対策を推進する。

- ・少年の立ち直り支援 【警察庁】（再掲）

非行少年等の立ち直りを支援するため、関係機関等と連携し、社会参加活動やスポーツ活動を通じた居場所づくり活動を支援する。

- ・中学生サポート・アクションプラン 【法務省】（再掲）

問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校連携担当保護司を配置し、非行防止教室の実施、サポートチームへの参画、保護者への働き掛け、生徒指導担当教師との協議など、保護司（会）と中学校との連携を進める。

- ・地域ふれあい事業 【全国少年警察ボランティア協会】（再掲）

少年の非行防止や健全育成につながるよう、少年に地域における活動の機会や居場所を提供するために、地域の人々との触れ合いを深める活動を行う。

- ・ 保護司による少年見守り活動 【全国保護司連盟】(再掲)

学校関係者の協議会、薬物乱用防止教室、登下校時の見守り、保護者への働き掛け等を通して、保護司が学校との連携に取り組む。

- ・ ともだち活動 【日本BBS連盟】(再掲)

保護観察所や家庭裁判所、児童相談所等から依頼を受けて、同じ世代の「ともだち」として触れ合うことを通して、非行少年や社会不適応少年の自立を支援する活動を行う。

- ・ 非行防止活動 【日本BBS連盟】

非行のない社会環境づくりを目的として、広く青少年を対象に、スポーツ大会やワークショップ等のグループ活動等を実施する。

(5) 家庭教育への支援を行う

○ 家庭の悩みを相談するチャンネルの充実

- ・ 家庭教育への支援 【文部科学省】

子育てサポーターリーダーの養成や地域の人材を活用した家庭教育支援チームの組織、親への学習機会の提供や相談対応等を行う地域の取組を支援する。

- ・ 保健室における健康相談等の充実 【文部科学省、全国養護教諭連絡協議会】

保健室において、養護教諭が心と体の両面から、児童生徒や保護者に対して健康相談や保健指導を行う。また、不登校の対応や発達障害の支援を行う。

- ・ 児童家庭相談援助活動 【厚生労働省、全国児童相談所長会】(再掲)

市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所において、子ども本人や家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。

- ・ 家庭・保護者との連携による保育の実施と子育て相談の実施 【全国保育協議会】

子どもの育ちを保障するために、家庭・保護者との連携を行い、必要に応じ子育て相談を実施する。

- ・ 地域の子育て家庭を支える取組 【全国保育協議会】

マイ保育園制度や乳幼児全戸訪問事業等を通じた地域の子育て家庭への支援、子育て講演会や保育所開放、園庭開放等を通じた地域子育て家庭への子育て支援を実施する。

- ・ 教育相談の実施 【全国教育研究所連盟】(再掲)

全国教育研究所連盟に加盟する各教育センターにおいて、電話、来所、メール等で教育相談に応じる。

- ・ 学童保育（放課後児童クラブ）における子育て支援活動 【全国学童保育連絡協議会】

学童保育において、「子育て交流会」や「子育て講演会」の企画等、子育てや生活について様々な悩みや苦労を抱える保護者を支える活動を行う。
- ・ 学校臨床心理士事業の充実 【日本臨床心理士会】（再掲）

学校において学校臨床心理士（スクールカウンセラー）が、子どもと彼らにかかわる大人に対する心理相談に当たる。
- ・ 「子育て作戦会議」の設置 【スクールカウンセリング推進協議会】

保護者が子どものことで抱えている問題を整理し、問題解決のための作戦について保護者と教師が協力して話し合う場として、保護者と教師と「子育て作戦会議」を設置する。
- ・ 地域子育て活動 【日本更生保護女性連盟】

登下校時の声かけや見守り、学校・保護者との懇談会等のほか、家庭教育や非行問題などについて地域住民と考える「ミニ集会」の実施、子育て中の親を対象とした子育て相談、親子触れ合い行事等の「子育て支援活動」などに取り組む。
- ・ 親と子と教職員の教育相談室 【日本労働組合総連合会】（再掲）

日本教職員組合、国民教育文化総合研究所、日本教育会館が共同で設立し、子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談に電話、メール、面談等で応じる。
- ・ 親子相談会 【フリースクール協会】（再掲）

不登校生とその保護者に対して、進路情報の提供と心の不安に対するカウンセリングを行う。
- ・ 被害少年の支援 【警察庁】（再掲）

犯罪等により被害を受けた少年に対し、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年補導職員等による助言、個々の被害児童の特性に応じたカウンセリング、保護者に対する指導助言等の支援を実施する。
- ・ 子どもの人権救済窓口・人権救済活動 【日本弁護士連合会】（再掲）

弁護士会毎に、子どもの問題専門の無料相談窓口を設け、弁護士による子どもの権利擁護活動を推進する。
- ・ 少年相談の実施 【警察庁】（再掲）

すべての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、保護者からの相談を含め、少年相談に応じる。
- ・ 中学生サポート・アクションプラン 【法務省】（再掲）

問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校連携担当保護司を配置し、非行防止教室の

実施、サポートチームへの参画、保護者への働き掛け、生徒指導担当教師との協議など、保護司（会）と中学校との連携を進める。

- ・ 保護司による少年見守り活動 【全国保護司連盟】（再掲）

学校関係者の協議会、薬物乱用防止教室、登下校時の見守り、保護者への働き掛け等を通して、保護司が学校との連携に取り組む。

- ・ 「社会を明るくする運動」における非行相談所の設置 【全国保護司連盟】（再掲）

犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」の一環として、各地で保護司による非行相談所を開設する。

○ 親同士の交流又は親子でともに学ぶ取組の推進

- ・ 地域の子育て家庭を支える取組 【全国保育協議会】（再掲）

マイ保育園制度や乳幼児全戸訪問事業等を通じた地域の子育て家庭への支援、子育て講演会や保育所開放、園庭開放等を通じた地域子育て家庭への子育て支援を実施する。

- ・ PTAと連携した家庭教育への支援体制づくり 【全国連合小学校長会】

学校と家庭との相互連携の視点から、学校教育におけるいろいろな機会をとらえて、相談に応える場や学びの場を設定する。

- ・ 保護者グループミーティングの推進 【スクールカウンセリング推進協議会】

幼稚園及び小中高校に子どもを通わせる保護者を対象に、子育てに関する学習と保護者同士の交流を深める場として、「保護者グループミーティング」を設ける。

- ・ 地域子育て活動 【日本更生保護女性連盟】（再掲）

登下校時の声かけや見守り、学校・保護者との懇談会等のほか、家庭教育や非行問題などについて地域住民と考える「ミニ集会」の実施、子育て中の親を対象とした子育て相談、親子触れ合い行事等の「子育て支援活動」などに取り組む。

- ・ 商店街における子育て支援活動の推進 【全国商店街振興組合連合会】（再掲）

商店街の空き店舗を利用した子育て支援活動や子どもが参加できる商店街のイベントを推進する。

- ・ 「不登校の親の会」の情報活用事業 【フリースクール全国ネットワーク】

不登校の子どもを持つ親同士の交流と学び合い・支え合いが進むよう、親の会やフリースクールの情報発信をしたり、全国的な集いやセミナーの場をつくる。

- ・ 健全育成ハンドブックの作成・頒布 【全国少年警察ボランティア協会】（再掲）

少年の非行防止・健全育成を目指した小学生及び中学生向けの小冊子「健全育成ハンドブ

ック」を毎年作成し、地域での座談会等や学校教育、家庭教育において活用できる資料として、全国に頒布する。

○ その他の家庭教育への支援を行う取組

- ・ 全国家庭教育支援研究協議会の開催 【文部科学省】

地域住民、学校、行政、NPO、企業等による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例集等を活用した全国的な研究協議を行う。

- ・ インターネットの安心・安全利用のための啓発セミナーと「インターネット利用アドバイザー」の活用 【インターネット協会】

子どもたちがネット犯罪等に巻き込まれないよう、学校等からの依頼を受けて、「インターネット利用アドバイザー」がインターネットの安心・安全利用のための啓発セミナーを実施する。

2. 連携強化のため今後新たに取り組む施策

(1) 子どもが悩みを相談することができるチャンネルを充実する

○ 子どもの悩みを受け止める切れ目のない相談体制の構築

- ・ 子ども相談機関地域協議会の設置 【子どもの相談チャンネルを有する各機関・団体】

各地域における子ども相談機関相互の情報共有、行動連携の充実を図るため、各地域において「子ども相談機関地域協議会」の設置を推進する。

- ・ 子ども相談機関マップの作製・周知 【子どもの相談チャンネルを有する各機関・団体】

各相談機関を対応できる相談内容ごとに整理した「子ども相談機関マップ」を地域ごとに作製・周知する。

(2) 社会全体で子どもを見守る

○ 子どもを見守り育てる団体間の情報共有

- ・ 本ネットワーク推進会議の活用 【全体】

本ネットワーク推進会議において、参加団体の活動内容の情報共有を推進する。

- ・ 児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループの設置

【厚生労働省、文部科学省、その他関係機関・団体】

児童虐待防止に関する教育と福祉・医療の円滑な連携の在り方等について検討を行うため、

本ネットワーク推進会議に児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループを設置する。

○ 各種地域協議会の積極的運営

- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 【厚生労働省、その他関係機関・団体】

児童虐待に対応する関係機関の連携を深めるため、児童福祉法上、地方公共団体に設置の努力義務が課されている「要保護児童対策地域協議会」(子どもを守る地域ネットワーク)のより一層の機能強化を図る。

- ・ 子ども・若者支援地域協議会設置の積極的促進 【内閣府、その他関係機関・団体】

ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を行う関係機関の連携を深めるため、子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体に設置の努力義務が課せられている「子ども・若者支援地域協議会」の設置を積極的に促進する。

○ 子どもを見守り育てる活動の普及啓発

- ・ 「子どもを見守り育てる取組事例集」(仮称)の作成 【全体】

子どもを見守り育てる特色ある事例について事例集「子どもを見守り育てる取組事例集」(仮称)を作成し、インターネット上で公表する。

- ・ シンポジウム「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けて」(仮称)の開催 【全体】

子どもを見守り育てる特色ある事例を紹介するため、シンポジウム「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けて」(仮称)を開催する。

- ・ 調査研究の推進 【調査研究を行う機関・団体】

今後顕在化していく子どもの悩みについて、調査研究を推進する。

(3) 子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

- ・ 子ども居場所ネットワーク地域協議会の設置 【文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

各地域において子どもの居場所となっている機関・団体相互の情報共有、行動連携の充実を図るため、各地域において「子ども居場所ネットワーク地域協議会」の設置を推進する。

- ・ 子どもたちの居場所づくりに対する支援の充実

【警察庁、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

放課後や週末等における子どもたちの居場所や、様々な背景を持つ子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくるための取組に対する支援の充実を図る。

(4) 子どもたちと地域の人が触れ合う機会をつくる

- ・ 広報啓発活動の推進 【全体】

各地域において、子どもたちや地域の人を利用しやすい環境をつくるため、子どもたちと地域の人と触れ合う機会を提供している団体、活動内容の広報啓発を行う。

- ・ 子どもたちと地域の人と触れ合う機会の増加に向けた支援の充実

【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

子どもたちと地域の人と触れ合い、地域の中で子どもが育つ取組に対する支援を一層充実させる。

(5) 家庭教育への支援を行う

- ・ 広報啓発活動の推進 【全体】

各地域において、家庭教育への支援を行っている団体、活動内容の広報啓発を行うとともに、家庭教育の大切さについての国民の更なる理解を促進する。

- ・ 家庭教育支援チームの組織化等による家庭の教育力向上の推進 【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育を支援する人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化などによる保護者への学習機会等の提供や相談体制の充実等、家庭の教育力向上に向けた各地域の取組が、関係団体等との連携により実施されるよう推進する。

- ・ 家庭教育を支援する地域の取組の活性化

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

家庭教育支援に関するより効果的な研究及びその成果の普及を通じて、各地域における取組の活性化を図る。

- ・ 生徒指導と家庭教育支援の連携強化による相談体制の充実

【文部科学省、厚生労働省、その他関係機関・団体】

学校における生徒指導・教育相談と親に対する家庭教育支援の取組との連携を強化し、学校・家庭・地域が協力して子どもや家庭への相談体制の充実を図る。特に、両分野におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的人材、子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員、NPO等の地域人材の活用・連携を推進する。

児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループの設置について

1. 目的

児童虐待については、児童相談所における虐待相談の対応件数が年々増加し、平成20年には4万2千件を超えるなど、依然として深刻な問題であり、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題である。しかしながら、平成22年1月に東京都江戸川区で発生した児童虐待による死亡事件を始め、重大な事件があつたを絶たない状況にある。

こうした状況を改善するため、児童虐待を発見しやすい立場にある教育と福祉・医療の関係者が、それぞれ果たすべき役割を確認するとともに、関係者間における円滑な連携の在り方等について検討するため、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議に児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループを設置する。

2. 構成員

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

全国保育協議会

全国国公立幼稚園長会

全日本私立幼稚園連合会

全国連合小学校長会

全日本中学校長会

全国高等学校長協会

全国養護教諭連絡協議会

全国児童相談所長会

全国学童保育連絡協議会

(非) チャイルドライン支援センター

(社) 日本臨床心理士会

スクールカウンセリング推進協議会

(社) 日本PTA全国協議会

(社) 全国高等学校PTA連合会

(財) 児童健全育成推進財団

日本弁護士連合会

(社) 日本歯科医師会

(社) 日本小児科医会

(社) 日本学校歯科医会

日本学校薬剤師会

3. 主な検討事項

- ・ 児童虐待を受けた児童生徒の早期発見・早期対応、保護及び自立の支援
- ・ 児童虐待防止に関する教育と福祉・医療の円滑な連携の在り方
- ・ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」についてのフォローアップ

4. 傍聴について

その他のネットワーク推進会議構成員については、傍聴することができるものとする。

